

## 議 事 日 程 （第 1 号）

平成23年 3 月 4 日（金曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 一 般 質 問
- 日程第 6 報告第 1 号 東白川村国民保護計画の一部変更について
- 日程第 7 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
  - 専第 1 号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第10号）
  - 専第 2 号 平成22年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 8 議案第 1 号 東白川村道の路線廃止について
- 日程第 9 議案第 2 号 東白川村道の路線認定について
- 日程第10 議案第 3 号 東白川村公の施設の指定管理者の指定同意について
- 日程第11 議案第 4 号 東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 5 号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 6 号 東白川村収入印紙等購買基金条例について
- 日程第14 議案第 7 号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第11号）
- 日程第15 議案第 8 号 平成22年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第16 議案第 9 号 平成22年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第17 議案第10号 平成22年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第18 議案第11号 平成22年度東白川村下水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第19 議案第12号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第20 議案第13号 平成22年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第21 議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第22 議案第15号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例について
- 日程第23 議案第16号 東白川村議会の議員の平成23年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第24 議案第17号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第18号 東白川村非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第19号 東白川村常勤の特別職職員の平成23年度における期末手当の割合の特例に関する条例について

- 日程第27 議案第20号 東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第21号 東白川村教育長の平成23年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第29 議案第22号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第23号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第24号 東白川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第25号 東白川村保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第26号 東白川村出産祝金に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第27号 平成23年度東白川村一般会計予算
- 日程第35 議案第28号 平成23年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第36 議案第29号 平成23年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第37 議案第30号 平成23年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第38 議案第31号 平成23年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第39 議案第32号 平成23年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第40 議案第33号 平成23年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

#### 出席議員（7名）

1番	村 雲 辰 善	2番	桂 川 一 喜
3番	樋 口 春 市	4番	服 田 順 次
5番	今 井 保 都	6番	安 倍 徹
7番	安 江 祐 策		

#### 欠席議員（なし）

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参事兼総務課長 兼議会事務局長	今 井 俊 郎	会 計 管 理 者	安 江 清 高
村 民 課 長	小 池 毅	産 業 建 設 課 長	松 岡 安 幸
教 育 課 長	安 江 宏	国 保 診 療 所 事 務 局 長	安 江 弘 企
監 査 委 員	安 江 正 彦	課 長 補 佐 兼 行 政 係 長	安 江 良 浩

課長補佐兼  
企画財政係長 安江 誠  
農務係長 安江 修治

情報通信係長 今井 明德

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会議務局書記 河田 孝

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成23年第1回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は7名であります。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 村雲辰善君、2番 桂川一喜君を指名します。

---

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月11日までの8日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月11日までの8日間に決定しました。

---

◎例月出納検査結果報告

○議長（服田順次君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

○監査委員（安江正彦君）

平成23年3月4日、東白川村議会議長 服田順次様。東白川村監査委員 安江正彦、同じく安倍徹。

例月出納検査結果報告。

平成22年11月分、12月分及び平成23年1月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成22年11月分、12月分及び平成23年1月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成22年12月24日、平成23年1月27日及び2月24日。

3. 検査の結果 平成22年11月末日、12月末日及び平成23年1月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数はすべて関係書類に合致し正確であった。以上です。

○議長（服田順次君）

監査委員の報告に対して質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

---

◎議員派遣の件

○議長（服田順次君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安倍徹君。

○議会運営委員長（安倍 徹君）

議員派遣の件について報告いたします。

次のとおり議員を派遣する。

1. 中学校卒業証書授与式、青少年の健全育成に資する、中学校、平成23年3月9日、議員全員。
2. 消防団入退団式、消防団活動の活性化と防火防災に資する、はなのき会館、平成23年3月13日、議員全員。
3. 小学校卒業証書授与式、児童の健全育成に資する、小学校、平成23年3月24日、議員全員。
4. みつば保育園卒園式、園児の健全育成に資する、みつば保育園、平成23年3月25日、派遣議員は安江祐策議員、今井保都議員でございます。

次のとおり議長決裁により議員を派遣したので報告する。4件ございますが、手元の印刷してある書類をごらんいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

---

### ◎一般質問

#### ○議長（服田順次君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は5名です。

通告順に質問を許可します。

2番 桂川一喜君。

〔2番 桂川一喜君 一般質問〕

#### ○2番（桂川一喜君）

質問に先立ちまして、1年間、議員として活動させていただきまして、いろんな方々に成長させていただきまして、まことに感謝しております。1年間の議員活動を通じまして、1年間の総まとめとなります議員としての姿勢でありますとか、今後の議員としての自分の考え方等を整理する上でも、今回3点ほど質問させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

まず第1に、施設管理と住民の負担軽減について質問いたします。

行政の見込み違いで予定外の出費が生じた場合、その出費が税金で補われるということの妥当性について、どう考えておられますか。

各自治会の集会所や公共施設等が、指定管理制度を利用して管理されていますが、これらの管理費の多くは集落等で負担しています。しかし、昨今の経済事情を考えたとき、その負担が住民にとって無視できない金額になりつつあると思われまます。第3回定例会で、村長は、村民全員が負担を感じているわけではないと思うとの趣旨の答弁をされました。そのお考えに変わりはありませんか。仮に、全員が負担を感じていないとしても、現時点では感じている人もいます。こうした個人差が存在するということが問題だと思われまます。その個人差を埋める必要があるとは考えられないでしょうか。個人差や集落差が生まれた背景には、それぞれの時代背景や集落ごとのさまざまな事情によると思われまます。当初は、その建設や修復等が最良だと考えられ実行されたはずが、見込み違いであったり、その後の予定外の事情などにより、それがそのまま住民の負担となっ

ている場合が多いようです。浄化槽の維持管理費などがその一例です。それらを住民の責任という形で処理するのではなく、行政の見込み違いに対する補完と同じように、税金で処理する考え方ができないでしょうか。

施設管理費の中には、今取り上げた浄化槽の管理代や電気代のように、村以外に支払うものがあります。しかし、水道代やCATV代のように、村に対して支払いが生じている項目もあります。貸し出しであれば矛盾は感じませんが、管理委託なのに持ち主に使用料を支払うことには非常に矛盾を感じます。その点どのようにお考えでしょうか。

2点目に、財政援助制限法について伺います。

債務保証契約の禁止については、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（財政援助制限法）第3条の中で、地方公共団体は、会社その他の法人の債務については、保証契約をすることができないと定められています。これについてはどのような考えをお持ちでしょうか。

昨年8月30日に、東京高裁で次のような判決が出ました。長野県安曇野市が出資する第三セクターに融資した金融機関と市との間で、市が損失を補償すると契約したのは違法であるという判決です。過去の判例に対しては異例の判決ではありますが、住民の利益を必要以上に損なわないという財政援助制限法の趣旨にのっとった新たな判例になる可能性があります。今後、この判例を踏まえて、自治体は債務保証を損失補償と読みかえての第三セクター等への無制限保証ができなくなるおそれがあります。これに対してどのように思われていますか。

法的な解釈とは別に、事業計画の妥当性であるとか、管理検討をしていない他の組織に対して、村が補償するということの是非をどう考えておられるのかも伺っておきたいと思います。

最後に、フォレストスタイルの動向について伺います。

以前からの継続質問になりますが、村からの独立を約束しておられるフォレストスタイルについて、独立に向けての進捗状況はいかがなものかを伺います。

以上で質問を終わります。

#### ○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

#### ○村長（安江眞一君）

桂川一喜議員の御質問にお答えをいたします。

施設管理と住民の負担軽減についてでございますが、東白川村は120年前に村制をしき、その当時から20の集落に分かれ、境界などもほとんど変更されておりません。そして、それぞれの集落の話し合いによって集会施設をつくり、自治会の所有物として管理運営をされてまいりました。しかし、老朽化などにより建てかえの時期を迎え、国庫補助事業などを活用して、集会所以外の多目的機能を持つ複合施設として建設された集会所がございます。これらの建物は、国や県の補助金を受けたり、起債をした関係で、村の所有物となっております。五葉会館、越原センター、五加センターの地域拠点施設を初め、親田、西洞、曲坂、本地、黒淵、大明神、下野の各集会所が村の所有物件であります。中通、中谷、加舎尾、枋山、柏本、大沢、久須見の集会所は自治会のものでありま

す。そして浄化槽も、あるところとないところがございます。全部の施設に浄化槽をつけて、村で維持するのが理想かとは思いますが、現在その状況にないと考えております。各集落において、中山間地の交付金などを利用していただき、それぞれに維持していただきたいと思っております。

なお、このほかに越原地域集会所があります。この施設は指定管理もなく、集落にも属しておりませんので、維持が大変かと思えます。この施設は、将来の活用方法について官民一体で考えなくてはならないと思っております。

次に、水道料金とCATVの使用料ですが、特別会計である水道料金は村の施設も全部払っておりますし、CATVについても同様に扱うべきと考えております。したがって、村の所有物件に課金することは問題ないと思っております。

次に、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律についてですが、法律の解釈については、後ほど参事がお答えいたしますが、第三セクターへの対処の御質問ですので、私の考えをお答えいたします。

東白川村には、第三セクターの会社が3社あります。株式会社東白川岐阜部品の土地・建物、エコトピア事業の管理を行い、ふるさと企画と新世紀工房は村の産物を販売したり、誘客事業を行うとともに、農産物の加工・販売を行い、雇用を生むとともに、村の活性化に寄与しております。

そこで、第三セクターに対する支援についてであります。議員御質問の損失補償については十分な計画がなされ、議会において皆様にお認めいただけるものであれば、金額は無制限というわけにはまいりませんが、当然その事業について損失補償をしたいと思っておりますが、現在は損失補償をするような事例はございません。新世紀工房が今進めております食肉加工の事業は、独自の借り入れにて行うものであります。村は支援として5年間の利子補給をしたいと思っております。また、事業計画を把握していないその他の組織を補償することは考えておりません。

次に、フォレストスタイル事業についてでございますが、進捗状況については係から報告いたしますが、独立についての進捗というものはいたしておりません。以上でございます。

#### ○議長（服田順次君）

参事 今井俊郎君。

#### ○参事兼総務課長兼議会事務局長（今井俊郎君）

それでは、私の方から2番目の質問に関してお答えをいたします。

債務保証契約についてでございます。

議員御指摘のとおり、第三セクター等の法人等の債務に関する保証契約については、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第3条で、できないとされています。一方、損失補償については、昭和29年、当時の自治省行政課長から大分県総務部長あて回答で、また昭和54年、同じく行政課長からの大分県、石川県の総務部長あて回答で、損失補償については、財政援助制限法第3条の規制するところではないと解する旨の行政判断が示され、これが今日に至るまで行政実例の根拠とされています。

損失補償と保証契約の違いについてでございますが、保証契約とは、主債務との間に附従性、そ

して補充性があり、保証人は主債務が期限を経過して履行されない場合に、主債務と同一の責任を負うものとなっております。一方、損失補償は、主債務との間に先ほどの附従性はなく、債権者に損失が発生した場合に、主債務から独立してその損失を補償することをいいます。つまり、損失補償とは、財政援助の一種として、特定の者が金融機関等から融資を受ける場合に、その融資の全部、または一部が返済不能となって、その金融機関等が損失をこうむったときに、地方公共団体が融資を受けた者にかわって、その金融機関等に対し、その損失を補償するということをいいます。

前に説明したとおり、現時点では、行政実例を根拠に、多くの自治体で損失補償契約が締結されていると推察できます。しかし、近年、各地の裁判などで、この補償の内容が問題となり、違法である旨の判決が出ております。第三セクター等の事業に対する地方公共団体の信用の与え方について、国の憲章ともいべき解釈も示されてきております。違法か合法かは個別の補償の内容によって判断されており、その事業の必要性の是非、議会への説明、住民への情報公開、当然損失補償をするならば予算で債務負担行為の議決が必要となります。

御質問の安曇野市の判例については、第三セクターとの損失補償契約が違法とされたケースでございます。違法性の理由として、その契約の内容が、主務者に対する執行不能時、現実に会社が望めないことを要件とすることではなく、一定期間の履行遅滞が発生したときには、損失が発生したとして責任を負うという内容になっていたもので、この財政援助制限法第3条が類推適用され、その制限が及ぶとされたものであり、債務保証契約を損失補償契約と名称を変えただけのようなものでは、当然違法という判断がなされたものでございます。損失補償契約と債務保証契約の相違について、徐々に判例が蓄積されつつある段階にありますので、今後、判例等を参考に、契約の締結に当たってはより慎重な対応が必要と考えております。以上でございます。

○議長（服田順次君）

産業建設課長。

○産業建設課長（松岡安幸君）

フォレストスタイルの進捗状況でございますが、12月の議会定例会のときに報告をしました件数は、契約済みが12件、今後予定が3件で、計15件が22年度の一応予定というようなことを申しましたけれども、現在では、2月末では13件でしたけれども、昨日どうも契約ができたそうで、契約済みが14件、それからあと少しですが、この3月のうちにもう2件ほど契約ができるのではないかと思います。計16件の予定になるのではないかと思います。

契約済みの14件の契約の金額は、3億6,290万ほどの額になるかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

まず、今3点の質問のうちの1点目の質問に対してですが、それぞれの集落ごとであったり、施

設ごとで差があるということについては重々理解しておりますし、それに関しても十分な手当てをしようという努力の跡は十分見受けられておりますが、やはり最終的な住民の段階へ行ったときの差がまだ若干残っているであろうということ、どうやって今後埋めていただけるだろうかとか、努力をしていただけるというお約束とか、埋めていこうという施策を今後も考えていただけるかどうかをちょっと質問しておきたいことと、5番目におきまして、水道代ですとかCATV代のことですが、先ほど村の施設も払っていると言われましたが、確かに書類上は払われていることになっていても、実はお金の出どころが住民であるのか、役場であるのかが重要になってくるので、払われているから同じだと言われると、住民からじかにお金を取っている集落が払っている場合と、やっぱり税金がもとになっていて、また税金が村に払われている場合では大きく事情が変わってくると考えられると思います。

そこで、実はその処理が同じようにするというのであれば、各集落ごと、もしくは集落が管理している建物から使用料が払われている場合、そこに対して直接補助という形で、もう一度村の方から補助支出を考えていただけないかということをやっと質問してみたいと思います。

それで、2番目の法律に関する問題ですが、先ほど村長が言われたように、現時点では、損失補償をしていないということですので、あくまでも今後の村の姿勢として、もう一度この法律をどう扱っていくかということに対して、少し御質問させていただきたいと思います。

法的な解釈については、おおむね参事さんがおっしゃったような解釈のとおりでいけば間違いないだろうということはわかりますが、今回の判決が出た背景にありますのは、法的な解釈だけで行政が前へ進んでいきますと、最終的に住民の利益が結果として失われる可能性があるから、もう少し慎重にこの法律を扱って、行政が住民に損失を与えない努力をしてくださいという趣旨が裁判の中にもあらわれておりますし、最近来ています総務省からの通達等にもあらわれています。それから、その総務省からの通達を出す前には、研究会等が行われていまして、総務省のページから研究会等の中身を検討しますと、やはり住民の利益をいかに損なわないで、行政が今後行っていくかということに関しても多く述べられています。

それで、もう一度質問いたしますけれども、やはり第三セクターというのは村がつくりまして、大切な会社ではあります。会社が村のために行おうとしていることを応援することは結構なんですけど、本末転倒な形で住民負担がふえていく。実は、直接負担がふえるのではなくて、本来住民のためにきめ細かく使われるであろう予算がたまたま第三セクターの方に振り分けられているがために、住民に使われる予算が後回しになってしまう、このようなことが起きないとも限らないというのが私が懸念している部分ですので、もう一度、住民の利益を優先するというを常に忘れないで、第三セクターに対する予算の支出のところを踏まえてもらいたいと思います。

1点だけ、村長がおっしゃった無制限保証はする予定がないので御安心くださいと言われた点だけ、少しだけ質問を重ねさせていただきたいと思いますが、実は、債務保証の場合は債務の範囲内で被害がとまります。だけど、損失補償の場合は、会社が倒産し終わったときの最後の整理した段階での損失が丸ごと村にかかってしまうおそれがあるという、かえって債務保証と損失補償で

は、損失補償の方が被害が大きくなる可能性があるということも踏まえて、今後の判断材料としてよくよく考えていただきたいと思いますので、その点をもう一度ちょっと質問を重ねさせていただきます。

最後、フォレストスタイルの動向についてですが、ただいま村長の方から、独立に向けてはとりあえず今のところはまだ予定が立っていないということでしたが、1年間やってまいりましたときに、最初のうちは、損益、要は利益があるのかないのか、損失があるのかないのかということをお前は問うていましたが、実はそのことは、この事業については考えないとおっしゃられました。そのかわりといっは何ですが、いつまでもずるずると村がこの事業を引っ張っていくものではないので、早く独立させたいという意向のことも何回かお伺いしました。ただし、独立はさせなきゃいけないと言いつつも、じゃあいつ独立できるかという計画性がないままずるずると続いていきますと、支出と収入のバランスを常に監視していかないと、やはり独立に向けての計画が立てていけないと思います。ですので、来年度に向けては、そろそろいつごろ独立できるかというある程度の見込みなどもお聞かせ願えないかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

それでは、質問が幾つかあったと思いますが、一番初めの集会施設の浄化槽の問題でございますが、確かに議員おっしゃいますように、あるところとないところでは住民負担が違ふと思います。全集落に水洗の浄化槽を取りつくと、一番住民にとってはよいことであろうと思いますが、一応、現在は希望でやっております。集落の要望があったところへ取りつけておるわけでございまして、そうすると、後の維持費も村で持っていくということは、現状では約束はしておりません。私たちが払いますからつけてくださいということをつけておるわけでございますので、現状はそれでよしと思っておりますが、議員のおっしゃるように、確かにあるところとないところでは差ができてまいりますし、自治会の境を異にすれば、隣同士でも自治会費は違ふということは当然起きてくることとございます。そういう意味で、補助金として出しております中山間地の直接支払いの各集落への配分金においても使ってもよろしいということになっておるわけで、なるべく自治会費が非常に苦しいというような方については、そちらの方で払っていただきたいと思っておりますし、またそれ以上に非常に困難という方については、それぞれ個々に村の方へ相談をしていただければ、ほかの方法でも村は仲裁をする用意はございます。いずれ全員同じ金額を支払っていただけるようになるといいとも思いますが、現状それをやろうと思うと、非常に整備の差もありまして、特に集会所そのものが違ふと、こういうことにもなりますので、それぞれの集落の御努力によって現状はできてきておりますので、その点については、私は現状を認めていきたいと思っておりますので、差は縮まらないので申しわけないと思っておりますが、理想は理想として承って、今後なるべくそれに近づけるように努力をさせていただきたいと思っております。

それから損失補償についてですが、判例もお聞きしました。私も法律には詳しくございませんの

でわかりませんが、なるべくなら訴訟とか法律とかにお世話にならんように、第三セクター等が新しい事業をとることになれば、今後、損失補償より前に、できれば補助金で対処していければいいんじゃないかなあと考えております。

それから、住民に対する思いやりといいますか、予算については、現状いろんな面で住民の皆様が安心して暮らせるようにということは、日夜考えながら行政を行っておるところでございます、限られた予算の中で行っておるところでございますので、100%というわけにはまいませんが、またいろんな面で議員の皆様方、地域の事情を御説明いただき、御指導をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをします。

もう一つ、フォレストスタイルの件でございますが、これは村の活性化という目標を持って、多少の出費はやむを得んということで支援をしております。仕事がふえてきておるように思っております。今までの目標の棟数に大方到達するのではないかと考えておりますので、このフォレストスタイルそのものが独立するというか、村が支援をしなくてもやっていけるようになるのがいつかというお約束をというお話ですが、初めに申し上げましたように2年をめどにして、2年間たってもどっちのものとかわからないようなことでは困るわけございまして、2年というあと1年でございまして、その時点ですっきりと、もう村は経営しなくてもやっていけるという形になればよろしいのですが、そうでない場合、ずるずるとと言われるように、いつまでもやっていくということは約束をしております。村が保証するフォレストスタイルでございますが、実働は建築協同組合の皆さんが、これによって弾みがついて歯車が回り出すということが目的でございますので、そちらがうまくいったときは当然村が手を引いても大丈夫でございますし、幾らやってもよくなる場合は、村も手を引くべきであると思っております。いつまでもずるずると税金を使ってやるということは考えておりませんが、2年たったら、いつのいっかに独立をしますというお約束はできませんので、まことに申しわけないと思っておりますが、議員もまだまだ任期がございまして、どうか今後これがうまくいくように、それぞれ御指導をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

ただいまのお答え全般と、僕の三つの質問を総括しますと、僕は三つの質問の中で一番大事にしておきたいと思っている考え方は、結果平等なのか、それともその前の段階での平等なのかということで、どうしても行政側は施策を行う段階で必死に平等にしようとする努力されている結果、住民の手元へ届いたときに、それが最終的な結果として、住民の生活であり、住民の幸せ感であり、住民のいろんな考え方の中で平等に扱われているなあという感覚が得られるかどうかというところを、どちらに目を向けるかというあたりでこういう問題が生じてくると僕は考えております。

それで、まず施策を行う段階では、どうしても結果平等は考えられないと思っておりますが、施策をし終わった後に、常にその結果を行政の方からも見守っていただいて、住民が本当に不公平感なく、

幸せを感じていただけるのかを考えながら、また施策を見直していただければ、1番であったり、2番であったり、3番であったりの大きい質問は、どれについても何らかの一つのいい回答、結果が得られてくるのではないかと僕は考えているので、これについて、今後も結果平等としての住民の幸せを見守っていただけるかどうかだけ、それだけのことをあえて問わせていただいて、最後の質問とさせていただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

お説のとおりだと思います。私の務めは、東白川の村民の皆さんだれもが幸せ感を築いていただきたい、そんな思いはもちろん持っております。不平等であってよいわけではないわけですので、ただ、それぞれの個人の方々の考え方も多少の違いはございましょうし、私も100%褒めていただける村政を行っているとは考えておりません。理想に向かって少しずつ進めてまいりたい。皆さんの意見を聞いて、どなたもなるほど思っていたいただけるような施策を行っていききたいと、これは私の理想でございます。足りないことばかりであるとは思いますが、今後ともよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（服田順次君）

次に、3番 樋口春市君。

〔3番 樋口春市君 一般質問〕

○3番（樋口春市君）

本日は、今後の国道256号線基盤整備について質問をさせていただきます。

国道256号線基盤整備に伴う推進委員会が平成17年に立ち上げられ、現地調査、視察を実施され、早急に整備を要する場所等の選択もされているものと思いますが、今日まで国道の整備は一向に進んでいないのが現状であります。現在もこの推進委員会なるものは存続されているものなのか、お聞きをいたします。

白川街道全線2車線化開通、国道256号線神土・佐見線に至りましては、県道、村道に比べ、整備のおくれはだれの目にも歴然たるものがございます。カーブが多く、道幅が狭く、道の両脇には木が立ち込み、冬期には残雪が長い間あり、非常に危険な箇所が見受けられます。

高齢化社会を迎えた今、我が中山間地域におきましては、救急車両の安全走行、高齢者の方々の安全を考えても、早急な整備が必要でございます。政権交代後、政府は「コンクリートから人へ」という方針で、公共事業への予算も大幅に削減されてきていますので、今後の国道整備には大変厳しいものがありますが、村長の今後の国道256号線整備推進についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

樋口春市議員の御質問にお答えをいたします。

今後の国道256号線の基盤整備についてでございますが、この国道については、議員御指摘のとおり非常に通行に危険な箇所が多いと思っております。村道については、交付金事業などを投入し、少しずつよくなってまいりました。国道がこんなふうではと思うと非常に恥ずかしくなりますが、御案内のように、国は「コンクリートから人へ」といって道路予算を大幅に削減し、岐阜県は3年間のアクションプランといつて、これも建設予算がしわ寄せを受けております。村は再三再四、県へ要望しております。2車線といわず、1.5車線でもよしとしておりますが、改良計画ができ上がってこないのが現状でございます。23年度で、美濃東部農道が終わりますので、この後は国道に力を入れて要望していくことにいたしておりますが、国道というより、我々にとっては生活道であります。推進委員会も強化して、対処してまいりたいと思います。どうか議会としても御協力賜りますようお願いを申し上げます。

現状については、多少、待避所あたりもできるようでございますので、係の方から詳しく説明をいたしますが、いずれにしても、この道路をよくするのが今の村の目標というべきところであると思っておりますので、今後とも御指導をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（服田順次君）

産業建設課長 松岡安幸君。

○産業建設課長（松岡安幸君）

国道256につきましては、現在待避所の改良整備が行われておるんですが、22、23年の県の方の予算もございまして、2ヵ年というような感じになるかと思えます。ここら辺も、この委員会から要望が出されておったところではございます。

それから、今、中通のところで石積みが崩壊したところがございます。まずあそこを大型土のうでとりあえず手当ては行っていただきましたけれども、ここの改良も早急にやっていただくように要望をしていかななくてはならないと思っております。

それから、黒木さん宅、今は住んでみえませんが、あそこら辺の付近の改良も今後進めていかななくてはならないと思っておりますし、神付・中谷方面の木の関係ですけれども、23年度は環境整備の方も県も予定をされておるようですので、また皆さんのお力で、この256の改良促進に向けて進んでいきたいと思っておりますので、どうか御協力をよろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

基盤推進委員会というものが存続しているのか、いないのかという問いにはお答えいただけませんでした。どうも存続しているようでございますので、地域住民の代表者が選考されておられるのであれば、せめて1年に1度経過報告、あるいは現状報告をされる必要があると思っておりますが、委員に選出された方々にとりましては、その後一向に音さたがないというのが現状でございます。そういうことで、あの推進委員会は一体何だったのかというような大変複雑な思いになっておられ

るものと思います。今後、委員会を立ち上げられる場合は、きちんと委員の納得いただけるような配慮をされる必要があると思いますので、よろしく願いをいたしておきます。

また、先日、白川町佐見地内の256号線の整備状況を見てまいりました。毎年少しずつではありますが、待避所、あるいは道路の2車線化が整備されておりました。現在も2車線化が進められております。佐見地内では、本当に国道整備が順調に進んできております。同じ256号線でありながら、国・県への働きかけにコツがあるのか、またそれ以外にいい方法があるのかわかりませんが、我が村におきましては本当に国道整備が一向に進んでいないというのが現状でございます。先ほども村長が申し上げておられましたように、2車線化どころか1.5車線化もなし得ない、本当に未改良部分が多々ございます。先ほども申し上げましたけれども、救急車両の通行、また高齢者の方々の徒歩、自転車等におきましても、特に子供たちの通学路ともなっております。歩道もなく、非常に危険な箇所が見受けられますので、今後より一層努力されるお考えがあるのか、お伺いしておきます。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

お答えいたしませんでした推進委員会については、立ち上げて、ちょっと時間がたっておりまして申しわけないと思いますが、解散をしたわけでもございませんし、今後強化をしていかななくてはならんと思っております。

この国道256号線は、佐見から桜峠を通過して加子母へ抜けるという国道でございます。これは御案内のとおりでございますが、この平地内から加子母までの2車線化ということに非常に力を入れてまいりまして、白川町はその間はじっとしておりまして、当時から一つの国道について、ここを1ヵ所やればほかのところは手をつけられないというような状況になっておりまして、東白川が2車線化になってしまったから、うちの方へ今度はお願いしますというようなことも白川町も申しておりまして、我々も、じゃあずうっと東白川ばかりやってということもなく、その時点の土木事務所の考え方もあって、じゃあ、ちょっと佐見の方でやるといって向こうでやり始めて、はや4年ほどたったわけでございますので、もうぼちぼち今度は東白川村の方へ工事をやっていただきたいということを陳情するべきと思っておりますし、事実、陳情は毎年しておりますが、抜本的な改良工事、建設工事というものがなかなかできなくて、維持・修繕の部類で待避所をつくったと。その程度のことしかやっただいておらんというのが現状でございますので、もう少し、もちろん推進委員会もそうでございますが、力を入れながら、強く陳情を申し上げていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

特に今期、村長の思いとされましては、人口対策を最重要課題としてとらえておられます。人口対策に焦点を置いておられるのであれば、Iターン・Uターン者には道路整備は欠かすことのできない事業の一つでございます。少しでも人口減少に歯どめをかけるためにも、また経済推進のためにも道路整備は必要でございます。

最後に、今後、国道整備により、また人口対策に一層の努力をされる決意を再度お聞きし、質問を終わらせていただきます。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

お説のとおりでございますので、今後とも努力をさせていただきます。

○議長（服田順次君）

次に、5番 今井保都君。

〔5番 今井保都君 一般質問〕

○5番（今井保都君）

それでは、人口対策について質問をいたします。12月議会で人口対策について質問をいたしましたが、今回もまた人口対策について質問をいたします。

人口の減少は、国からの交付税に影響を及ぼすことは明らかです。人口減少に歯どめをかける戦略として、転入をふやす、転出を減らす、出産をふやす、長寿をふやすの四つを掲げておられます。転入をふやすためには定住促進条例や定住促進住宅で、出生をふやすためには妊婦健診への助成、出産祝い金支給等で、長寿をふやすためには元気な長寿村づくりのために保険、医療、福祉が一体となった体制で、以上3点は、主にこれらを中心とした対策が展開されております。もう1点の転出を減らす取り組みですが、現在、村営住宅の入居状況は、2月現在ですが、50棟中45棟入居をされております。現在、入居中の方々将来も村に住み続けてもらうためには、何らかの助成が必要かと存じます。入居年数がある一定の年数を経過したら住宅を払い下げるとか、村有地を分譲するとか、空き家の所有権、使用権譲渡の支援等を強力に進めるべきかと思っております。

定住促進住宅の2棟、また23年度建設予定の2棟についても、賃貸から年数を経過して払い下げすることはできないでしょうか。また、現在ひとり暮らしの方も転出される可能性があります。村全体で地域力を生かした見守り体制を強化し、診療所の在宅医療や訪問看護をさらに充実することが大切ではないかと思っております。村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

今井保都議員にお答えをいたします。

人口対策については、議員御指摘のように、出ていく方を減らすのも一つでございます。先ほど申し上げましたように、すべてのことを、この人口問題、村の活性化にということの基本において

施策をしていきたいと思っております。そういう意味で、住宅対策をするならば、現在できている住宅は税金を投入して政策的につくったものでございます。そういう意味からいって、清流荘であるとか、今度つくっている定住促進住宅であるとか、いろいろな条件も違いますし、長く住んでいただけたら差し上げるというものではないと考えております。

議員の御意見は、エコトピア住宅の考え方だと思います。村の土地を払い下げて住宅を建設し、長く住んでいただいたら自分のものになるよという考えは、私も大賛成でございます。また、空き家を手放す方があれば、それも修繕するべきだと思います。

私も、23年度から総務課に人口対策と村の活性化に対する係を1人お願いしたいと思っておりますので、また議員の皆様方からいろいろなアイデアをいただきながら、考えてまいりたいと思っております。

また、老人の皆さんに楽しい老後を過ごしていただく見守り体制は、議員御指摘のように、保健センターの見守り体制や診療所の訪問看護も大切な事業であると考えております。それらのことについての委員会も、今までのものにまして強力に委員会も立ち上げてまいりたいと思います。また、その節は議員さんにも御協力をいただきたいと思っております。

また、診療所を初め保健センター、福祉協議会、この3施設の職員の皆さんも非常に一生懸命でございまして、今月もまた3施設の研究会をやられるようでございます。老人に対処することについて研究をいただき、非常に熱心に仕事をしておっていただきますので、どうか議員の皆様方も御協力をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、訪問看護の現状については係の方から御説明をいたします。

#### ○議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江弘企君。

#### ○国保診療所事務局長（安江弘企君）

訪問看護の現状でございますけれども、訪問看護につきましては、在宅医療の一つとして健康の状態、それから日常生活の介助を行っております。

今年度ですけれども、2月まで、月平均で9.9人、前年度が12.5人、それから前々年度が9.9人ですので、大体ここ二、三年10人前後の利用者があります。前年と比べて今年度は2.6人ほど減っております。減少の原因としましては、ヘルパーを利用される方、それから介護施設を利用される方がふえたというふうに考えております。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

#### ○議長（服田順次君）

再質問、5番 今井保都君。

#### ○5番（今井保都君）

それでは、ちょっと再質問いたします。

過去4年間に、村営住宅の新設・改装・維持管理に1億270万5,000円かかっております。23年度以降も定住促進住宅2棟、それから古い住宅の取り壊しや低所得者向けの集合住宅も建設をされ

ております。今後、ますます村営住宅にかかる費用もふえると考えられます。その中で、村長は、村営住宅建設は、人口対策にどのように結びついているのか、どのような見解をお持ちなのか、それをまずお聞きをいたします。

それから、診療所の件ですけれども、今局長の方から答弁がありましたけれども、診療所の外来、それから訪問看護件数は、21年、22年、私はここらあたりだけを見たわけですけれども、大幅に減っております。これはちょっとあれですけれども、多田先生が3月で診療所を去っていかれます。先生は地域医療に本当に熱心に取り組んでいただきました。休日診療、それからCATVの見たもん勝ち、きょうも放映されるようですが、80回も放映されて、村民にとっては本当にお世話になったというふうに思っております。そうした中で、予防医療に貢献しているこの番組ですので、ぜひ引き続き4月からも、新しい先生も見えるというふうにお聞きしておりますので、診療所の役割として続けてもらいたいというふうに思っておりますし、村民から信頼される診療所にならなければならないというふうに思っておりますので、ぜひ村長の23年度に向けての診療所に対するリーダーシップを、特に私も期待をしておるところでございますが、村長のお考えをちょっと伺います。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

初めに、村営住宅は、御存じのように計画をしておりますので今後進めてまいります。これは人口対策の一つでもあり、なるべく安く住宅を供給するというのが目的でございます。もちろん村に住宅を建設していただく、そして住んでいただくということは理想でございますが、いずれにしても金額的にはようけかかりますので、それを長くなるように、村でも協力してあげたいと思っておりますし、実際、新築される方には補助金も考えております。もちろん、改造にも補助金を考えておりますので、そういう面で引き続き村に住んでいただきたいと思っておりますので、よろしくお聞きをしたいと思います。

診療所については、お説のとおりでございます。県の方では、現在の東白川村の診療人口においては、医師は1人でお聞きをしたいみたいなお話もございまして、これは本当に日参をいたしまして、23年度は2人体制ということが東白川村にとってかなえられたと思っております。

医療の現状は、なかなか皆さんが考えておられる以上に非常に厳しいものがありまして、今の病気になる方々のニーズは、なるべく大きな病院の専門医にかかりたいと。極端な話、風邪をひいても大きい病院の方がいいというようなことが数字によって顕著にあらわれてまいりまして、きのうも加茂郡の町村長で集まりがございました後に、現状では木沢病院へ、ウォーキングの患者と申しますか、自分で来る患者でございますが、非常にふえてしまって、その医師の数でそれに対処しておると、救急車が待っておらんとできないというようなところまできておるから何とかしてくれというお話がございまして、休日診療を加茂郡ではどこでやるかというような話をしておるわけですが、これは我々としても、東白川村民が休日にどここの病院へ何名行っておるかということはおもうわかっておるわけですが、非常にパーセンテージが高いわけございまして、これは東白川

に限ったことではなくて、可児郡、加茂郡、可児市のほとんどが木沢病院へ休日は殺到するということがございまして、これをどうするかというのが、今、加茂郡、可児郡、可児市で問題になっております。だからといって、休日に診療を全部のところでもやるというわけにはまいりませんので、どこかを指定して、休日に病気になられた方、もちろん急病は救急車ですので、これは救急の受け入れのところへ参りますので、その方たちがすぐに医療を受けられるというのが大事でございまして、なるべくなら、私も高血圧で医者へ通っておりますが、こういう者は、なるべくそういう日は避けてほしいと言われております。医療の問題は東白川だけの問題ではないということも御認識をいただきながら、今後医療の現場が東白川で存続していけるようにというのが、私の今考えておる一番の悩み事でございます。どうぞ御理解をいただいて、今後とも御指導いただきますようお願いを申し上げます。

〔5番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

人口対策では、本当に村営住宅の建設も必要であるということは私も認識はしております。今の村の政策を見ておりますと、IターンとUターン向けの住宅建設ばかりが目について、定住者の住宅というか、将来住みたいという方の要望があっても、それにこたえられるような施策もありませんし、予算もありません。第4次総合計画では、そういう定住者のための村有地の分譲とか、それからまた空き家の支援をすることということもちゃんとあつてあります。うたつてあれば、23年度から26年度までのこの4次総のどこかでそれは実現されるというふうに私らはとるわけですけれども、行政側とすれば、それは予算があるから、一応目標としては掲げるけれども、実際はできるかわからないというようなことをちょっと聞くわけですけれども、これは4次総に実際にうたつてあります。例えば、村の持ち家率も今81%というふうに載っております。また、自分の持ち家率も上げることによって、村民の方々の生活の向上にもつながりますし、その辺のことも、ちょっと定住促進住宅というか、Iターン、Uターンの方へばかり村の方が向いておるような気がして、今現在村で住んでみえる方々のそういったことも、多少予算化というか、考えていただきたいというふうに思っています。

診療所の件については、村長も本当に悩んでおられるということは私たちも十分承知しておりますけれども、新しい先生も見えましたので、今やっておる診療所のいい事業は続けてもらうように村民の方からは要望しておきますので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

Iターン、Uターンの方が目立つわけでございますが、新築される方にも補助金は出すことにしておりますので、ただ、予算的にどれだけということはないわけですが、御希望があれば、当然こ

れは皆さんに補正予算等お願いをすることになりますので、またよろしくお願いをいたします。

それから、診療所の「ほっ！とホスピタル」、これはCATVがやっていることでございますが、これはタイトルも「多田先生の」ということになっておりますので、多田先生が見えなくなった、じゃあほかの医者が同じことをやるかということは、まだちょっと定かではございません。またほかの方法でそのような番組、当然CATVはどこかで番組を埋めていかななくてはなりませんので、そういう医療関係の皆さんの御希望に沿うようなものができればいいなと思っておりますが、まだどういうことをやれという指示はいたしておりませんが、今後検討課題とさせていただきます。

○議長（服田順次君）

それでは、ここで暫時休憩に入りたいと思います。10分間ほどお願いしたいと思います。再開は11時からでございます。よろしくお願いたします。

午前10時51分 休憩

---

午前11時00分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは次に6番 安倍徹君。

〔6番 安倍徹君 一般質問〕

○6番（安倍 徹君）

それでは、社会福祉協議会の現状と課題について質問をいたします。

国の予測は、2055年度に26.5%という数字を出しています。これは75歳以上の方が占める割合でございます。東白川の75歳以上の現状、どのくらいあるかといいますと、約31%でございます。2055年といいますと随分先の話でございますが、もうそこに私たちの村は達成をしております。いわゆる国の施策が計画する老人対策よりも、常に進んだ状態の中で私どもの村は運営をしていかなければならないという結果になっておると理解していいと思います。

高齢化に伴う諸問題は、家族形態や価値観が大きく変化している現状を理解して、早急にとにかく取り組んでいかなければならない私たちの村の重要課題と思っております。特に、この高齢者問題の中で、介護関係の問題では介護保険事業計画というのがございまして、これは23年度で終わりをまして、新しいものを今年度以内につくることになっております。いわゆる次回の計画を立てていかなければなりません。

そこで、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の中で、村の安心して暮らせる優しさのある村づくりという基本方針として、福祉サービスの向上、第4期老人福祉計画の推進など、委託事業などと独自の事業をあわせて最前線で活動されている社会福祉協議会の現状と課題について、ちょっと質問をさせていただきます。

まず一つ目に、社会福祉協議会はほとんどが介護保険収入で賄っております。年間予算は約1億2,800万余りでございますが、その中で、これは縛られない独自の活動の経費に回るものと理解し

ておりますが、村民の皆さんの会費、あるいは寄附金、これは金額にして約400万ぐらいでございますが、貴重な財源を得て賄っておられます。今後、世帯数の減少などから減収が予想されるわけでございますが、この会費の現状を維持するために、今、両親を残して都会で生活されているような方にもお願いをするなど、これを補っていき必要はないのかなあと思うわけでございます。この点について第1点目の質問をいたします。

それから2番目に、独居の皆さん、それから高齢者のみの家庭が年々増加の傾向にあります。家庭の諸条件の中から、やむを得ず施設の世話にならなければならない高齢者の方がふえております。近隣の施設がその受け入れ先となるわけでございますが、白川町の施設、東白川村の施設も順番待ちの状況と伺っております。特に居住部門というのがございますが、ここは今東白川は個室を持っておるわけでございます。長い方は7年余りも入っておられますが、ここも今満杯でございますし、それからショートステイをやっております村の病院の上でございますが、ここも今いっぱいでございます。急に入ろうとすると、調整をして今のところは賄っているようでございます。先ほど質問の中に入れましたように、施設の増設が必要ではないかなあということをおもいますが、この点はいかがでしょう。

三つ目に、要介護認定で要介護1から5、要支援1、2に非該当となる方があると思います。これは、国の施策で在宅医療を推進しておる関係から法が改正されまして、基準がちょっと強くなります。したがって、非該当になる方がおるわけでございます。この部分をどうしているかといいますと、市町村がそれぞれの実情に合わせたサービスを受けることとなっております。これは東白川もいろいろな対応をしておりますが、この辺の拡充も必要になってくると思います。この点について質問いたします。

それから4番目に、ホームヘルパー、福祉施設介護職員の給与が低いという問題が国会で出ておりました。これは国が、少ない予算であります但对応をしております。東白川の場合、どのような方策でこの対応をされておるのかを伺います。

以上4点をお伺いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

安倍徹議員にお答えをいたします。

社会福祉の現状と課題についての御質問でございます。

昨年の国勢調査によりますと、東白川村の人口2,500人余りと発表をされました。高齢化率も議員御指摘のとおりでございます。現実を踏まえた行政運営は当然のことと考えております。おかげさまで、介護保険も予算的に現状維持ができております。施設介護も現状で推移しております。それから順番待ちも一応把握はしております。サンシャインも東白川村の入居分はまだありますので、あきができれば連絡をいただいて、係が順番待ちの名簿に沿ってお声をかけております。

それから、福祉施設の職員の待遇についての御質問ですが、経験豊かな職員は大切な財産でござ

います。少しでも待遇をよくするように考えたいと思います。今年度の予算において、村の臨時職員の時間給、賞与、休暇など、改善する予算を上程いたしておりますが、福祉協議会もこれに準じて待遇を改善して、人材を確保してまいります。現状については、福祉協議会の局長から御説明をさせていただきます。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江弘企君。

○国保診療所事務局長（安江弘企君）

安倍議員の質問の中で、4点ぐらいありますけれども、社会福祉協議会の運営費でございますけれども、社会福祉協議会の運営費の収入で一番大きいのが介護収入で64%、次に村・県の委託金で14%、村からの補助金が6%、それから会費・寄附金が4%となっております。会費につきましては、23年1月現在ですけれども、一般会員866人、特別会員42件で180万ほどというふうになっております。両親を残して都会で生活をされている方への会費の協力依頼ですけれども、昨年度8月に認知症の予防家族の会という事業がありましたけれども、その折に依頼をして、7名の方から御協力をいただいております。

それから次に、高齢者生活福祉センターの入居状況ですけれども、高齢者生活福祉センターは、村内に居住するおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、独立して生活するのが不安であるという人が入所の対象になっておりますけれども、5部屋あります。入居の状況ですけれども、現在は5名入居されておりますけれども、12月までは4名で、一つ部屋があいておったというような状況でございます。最近5年間ぐらいは特に定員をオーバーすることなく推移をしております。

それから次に、要介護・要支援非該当になった場合というのがございますけれども、介護認定を申請されて非該当になったケースは、ここ二、三年はないわけですけれども、保健センターにおいて、運動機能の向上対策としてお達者クラブ、それから口腔機能向上対策として歯科衛生士による口腔ケア教室、これは老人クラブを対象にやっております。それから認知症予防教室として、脳活性化教室を開催しておりますので、個人の状況に合ったところで、それぞれの教室に参加をいただけるようになっております。

それからホームヘルパー、介護職員の給与ですけれども、社会福祉協議会、正職員は現在5名、それから臨時職員が15名です。正職員につきましては、東白川村職員の給与に関する条例等に基づいて準用しておりますので、役場の職員と同じ扱いになっております。それから、臨時職員につきましては時間給850円から1,100円というふうで、職種・経験年数によって違うというふうに聞いておりますし、それから介護職員の改善の手当でございますけれども、これも国の補助金を受けて、月に5,000円から8,000円ですけれども、手当を支給しておるような状況でございます。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、6番 安倍徹君。

## ○6番（安倍 徹君）

まず、お答えをいただきました中で、独居高齢者世帯が現在158世帯、それから高齢者世帯が62でございます。これは、この前質問した時点ですから、もう1年もたっておりますでしょうか、確実にふえております。それから、デイサービスとかホームヘルプサービスを受けておる件数でございますが、これも昨年度と比べまして、それぞれ154件、あるいは186件というふうに、これもふえております。

ただ、私どもが考えていかなければならないのは、高齢者のパーセントはふえるんですが、ここ五、六年に人口はふえまして、それから減りますので、これは一たんふえたらまた減るという状況になります。そこら辺も加味しながら考えていかなければならないとは思いますが、今、この介護・高齢者問題については、私ども議員に対しても一番問題点が少ないところでございます。というのは、それぞれの皆さんが、支援事業にしましても、介護のいろんなケアの問題についても、取り組んでおられることが多いからだろうと思っておりますが、今、特に独居ですと5人の方が入居をされておられて、居住部門でございますけれども、福祉の関係の。これは1月から新しく入って、今5人でございます。先ほど独居の人数、あるいは高齢者がお2人で住まわれておるような場合、これは高齢者同士の介護の問題も発生しておりますので、介護する方が倒れられますと、これはまたこういう施設が必要になってくるわけでございます。

この問題は、先ほど申し上げましたように、村民の方から私どもの方へ来る要件としては、一番少ない部門でございますが、だといって安心はしておられないと思います。今、この部屋をつくれというわけではございませんけれども、常に頭の中に置いて、そういう施設の拡充というものも図っていかなければならない。それから介護職員の確保も、高齢化をしておりますので、この辺のところも勘考していかなければならない要件ではないかなあとと思います。

問題が提起されないので安気こいとっちゃいけませんので、私どもは常に村の人口の構成と状況をつかみながら、次を予測していく必要があると思います。この辺のところ、改めて村長のお考えをお聞きしたいと思います。

## ○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

## ○村長（安江眞一君）

おっしゃるとおりであると思います。居住部門も12月までは1人余裕があつて、今度いっぱいになるということですが、私は、できれば一つぐらいいつも余裕があつてほしいなあと思っております。診療所の2階の方もそうですが、いつも満員でよしとしておつてはいかんと思っておりますので、少しでも余裕があるように持っていきたいと考えております。現場とはよく相談をいたしまして、今後、必要なものは当然整えていかないかなあと思っております。老人の方が少しでも元気でおつただけのような施策をとりながら、ひょっとして病気になった場合はどうするかということ、当然何も要求はないわけですので、急に病気になられるなんてことはわからんわけですので、我々も心の準備をしながら、現場と一体になって対処していきたいというふうに思っております。

で、今後とも御指導いただきますようお願い申し上げます。

〔6 番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

6 番 安倍徹君。

○6 番（安倍 徹君）

村長のお答えの中で、現在は施設というのは十分足りておるという説明でございました。ちょっと申し添えますと、例えば東白川村のショートステイの場合は、実は足りないんです。どうしてやっておられるかといいますと、一月前に計画を立てられるようですが、それを繰り返しまして、急な対応に組みかえをいたしまして対応をしておるのが多分状況だろうと思います。これは現場の努力であります。もう1点、今の介護保険制度では、常に満杯にしておかないと経費が賄えないという問題点もございます。この辺のところは、行政として難しいところではありますけれども、現場がやりくりをして何とか受け入れておるんだよという状況をやっぱりつかんでおって、それは余裕とはいいませんので、完全な余裕を持つような体制を組みかえていく必要があるのではないかなあとと思います。

事が起きてからすぐ対応できるものとは違います。居住の施設も要りますし、それから介護要員も要ります。したがって、このことは、我々行政としては現在おられる村民の方の人数の状況を把握して予測をし、そして計画をするという3段階でもってやっておかなければならない重要事項と考えますので、現状だけを見て判断することなく、年度の初めの予算でございませう。こういう時期には見直しを必ずかけること。それから介護については、今年度、将来の3年間の見通しを計画しなければなりません。確実なものをつくって、次に当たられるように望んで、私の質問を終わります。以上でございます。

○議長（服田順次君）

続いて、1 番 村雲辰善君。

〔1 番 村雲辰善君 一般質問〕

○1 番（村雲辰善君）

それでは、質問をさせていただきます。

さきの国勢調査での人口減少の状況、地域経済の後退、これからの高齢化社会への対応、また消防団員の確保などの地域基盤の支えになるところ、村の将来を考えると、早急に考えていく必要がある課題として、人口減少、少子化解決に向けた観点から、雇用創出、収入向上に関する質問と、財政調整基金についての質問をいたします。

雇用の創出と収入の向上は、人口問題、少子化問題を解決するに当たり、主軸ともいえる取り組みで、最も慎重かつ根気に積み上げていくべき施策と考えております。過疎地域の雇用創出と収入向上のための施策についての切り口を考えてみますと、大きく次の七つの項目から成り立つと考えます。一つ目、農林商工を含めた地場産業の新しい切り口による振興。二つ目、新規事業の立ち上げ、これは農林業を含む起業家の育成と支援を意味します。3. 既存事業の安定経営と振興。4.

企業誘致。5. 住民に対しての村内外の就業先のあっせん。これは前回の一般質問でも少し触れさせていただきましたが、村民向けのハローワークであるとか、学生の就職が困難ということで、学内などでは就業支援サポートなどというところもできているようですが、その村版というような意味合いになります。6. 第三セクターの運営。7. 公職への就業。

今後、人口問題を視野に入れて東白川村の将来を考えていくに当たり、この七つの項目に対してそれぞれ具体的なビジョンを示し、各項目に対してバランスよく施策を行っていく必要があると考えます。そのためには、これらの項目についての潜在的な雇用能力や産業の現状についての把握をしておく必要があるのではないかと考えます。

村ではそのような現状調査や聞き取り調査をされているのか伺います。もし、なされていない場合、調査の必要性を感じますが、そのような予定や考えがあるのかをお伺いいたします。また、この七つの項目の中で、それぞれ具体的なビジョンと施策が既にあるものがあれば、あわせてお伺いをします。

次に、財政調整基金の適正規模とその活用についての質問をさせていただきます。

財政調整基金とは、不測の事態にも柔軟に対応できるように確保している、いわゆる村の貯金です。この基金を取り崩して使える用途は、財政不足時の穴埋め、災害、また緊急時に必要となった公共事業などや、やむを得ない場合、財産取得、地方債の繰り上げ償還のいずれかに限られている地方財政法で設置が義務づけられている基金です。

本村では、平成21年度決算の積立額が4億8,000万ほどとなり、平成22年度においても幾らかの積み立ての見込みが立っていると思います。次期決算時にはおおよそどれほどの積み立てになるのか、見込みをお伺いいたします。あわせて、行政として本村のような規模の自治体では、どれほどの財政調整基金が最低限必要と考えているのかの見解を伺います。また、この基金は、積立貯金というわけではありませんので、目標額があるものではありませんが、本村が何かしらの目的で目標としている積立額があるのでしょうか。あわせてお伺いをいたします。

最後に、財政調整基金が安定ある見込み額に達したことを前提で、将来、本村の経済が著しく悪化する状況に至った場合、村独自の経済対策として財政出動させることは、地方財政法の範囲内で可能なのかの見解を伺います。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

村雲辰善議員にお答えをいたします。

雇用創出と収入向上に向けた取り組みについてでございますが、全国の自治体の悩みである人口問題もこれに尽きると考えられます。東白川村においても、1年前に立ち上げたフォレストスタイル事業もこの一環であり、新規事業というより既存の事業所の振興であるとも思っております。できれば木材関連の事業所への波及ももくろんでおるところでございます。また、第三セクターによる新しい農産加工も、前から温めておりましたものが今年度立ち上がる予定であります。野菜村におい

ても、加工販売も拡張をいたします。前から元気にやっております白川茶屋やふるさと企画も含めて、東白川村の活性化に寄与してほしいと考えております。

また、既存の事業所であって、事業の拡張や雇用の拡大については支援をしたいと思っております。また、そのような企業を把握することは、議員の御指摘のように大切なことだと思います。村が人材を募集しても、なかなか応募がなかったというようなことが多々あるわけですが、そういう場面に、こういう人が働きたいという希望を持っておられる、そういうことを先目に調査をしておくということは、大変よいアイデアであると思っておりますので、今後、そのような方向へ向けてまいりたいと思いますし、商工会あたりと連携をしながら進めてまいるのも大切なことかと思っております。

次に、財政調整基金の件であります。これはどこの首長さんも財調、財調とって気にしている基金でございます。議員御指摘のように、現在4億8,000万円でございます。22年度も少しふやすことができる予定でございます。総金額は県下の下位は変わりませんが、1人当たりになれば最下位ではないと思っております。金額は、どれほどあれば完成というものではありませんので、使わなくてはならない状況が出現すれば、取り崩して使ってもよいものと考えております。昨年の災害のときは、これを使わなくてはならないかと思いましたが、おかげさまで補助をしていただきまして、財政調整基金を取り崩すことはございませんでした。一安心をしておるところでございます。目標といえば、おぼろげなものはございますが、年間、一般会計の予算の半分ぐらいあればいいんじゃないかなと私は思いますけど、また係の方でも、もう少しふやした方がいいと思っておるようでございます。

いずれにしても、これはいろんな事業を行いまして、残ってくればふやすということはよいわけですが、そういう意味で、初めから取り崩す予算は立てることはしたくないと思っております。詳しい金額など係から御報告をいたします。

**○議長（服田順次君）**

参事 今井俊郎君。

**○参事兼総務課長兼議会事務局長（今井俊郎君）**

財政調整基金の積み立ての目標と用途のことについて、私の方からお答えをします。

財政調整基金は、御指摘のとおり地方財政法でその設置が義務づけられており、その用途についても御指摘のとおりであります。本村の積立額は、平成18年末には9,100万円しかなく、加茂郡ではもとより、県下でも最低のレベルにありました。その後、健全な財政運営の結果として年々積み立ててまいりまして、平成20年度に2億円、21年度に1億5,000万円、そして22年度に1億円を積み立てる予定で補正予算を計上しているところでございます。その結果、今年度末は5億8,000万円になる予定でございます。この数字は、当初の目的とした金額は達成をいたしました。類似団体や近隣市町村に比べても決して満足できる状態ではないと思っております。

議員御指摘のように、不測の災害が起きたり、通常の行政サービスを実施する場合に、必要な財源が確保できない事態となったときに備えるものでございまして、本村の標準財政規模は大体16億

円弱でございますので、目安としましては、その半分ぐらいを目標として考えていきたいと考えております。

次に、本村の経済情勢が著しく悪化する状態に陥ったとき、村独自の経済対策として、財源として使えるかどうかという御質問でございますが、その経済の情勢というのが、村の存続にかかわる事態であるとか、いろいろ状況がございますので、問題があるかと思いますが、総論として、村民の皆様の方に対して村の施策として有効な手段であるという判断ができたときには、一定の財政規律を維持できることを前提として、政策的に経費の財源として使用できるものと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

まず地域の雇用についてですが、資料の方をお配りしておると思いますが、ちょっとお目通しいただければと思います。

先ほど説明をさせていただきました七つの項目に関して、この資料はデータチャートという形であらわしております。ここに東白川村の雇用や収入の向上に向けた取り組みのパワーバランスといえますか、取り組みの量のバランスをイメージ的に表現したのですが、現状と新しい取り組みという書き方をしております。まず現状なんです、第三セクターの運営というのは、非常に東白川村は、きょうの答弁でもありますように力を入れてきて、新世紀工房、白川茶屋、またふるさと企画など行っているわけです。力を一番入れているということでそれを基準と考えまして、ほかのところを考えた場合に、まず公職への就業というのは、これはふやそうと思ってふやせるものではありませんので、一応平均的な数値として3を入れてあります。問題はその後のところなんです、地域既存産業の新しい切り口による振興、新規事業の立ち上げ、起業家、起業者の育成と支援、この二つというのは、まだこれから施策を行っていくべきものであって、いまだ現在手つかずに非常に近いものがあるのではないかと思います。

次に、既存事業所の安定経営と振興ということなんです、これは先ほど説明にもありましたが、フォレストスタイルなど取り組みもありますので、1段階上げた状態ではありますが、フォレストスタイルについても、先ほど村長の答弁にもありましたけど、これから考えていくべきことがいっぱいあるということで、こういう評価にしております。企業誘致につきましては、今現在、岐阜部品さんが残ってくださるのでありますが、それ以上の活動は特にないということで、あまり高い評価ではないですが、5段階の2のところを書いてあります。そして、住民に対しての村内外の就業先のあっせんということで、これもこれから取り組むべきことかなあとと思っております。1の評価としてあります。あくまでこれはイメージなんです、これを新しい取り組みとして、一つ一つの力の入れ方を考えた場合に、今評価で言いました第三セクターの運営と公職の就業以外のところというのはまだまだ伸ばせる可能性が非常にあると考えております。その表がこの右側の表になるんですが、こ

の青い部分が、例えば少し何か手を打って伸ばした場合に、この青い部分だけの東白川の雇用をふやしたり、産業を振興させるという可能性がまだ秘められていると考えます。

具体的な例を言っていきますと、農林商工業を含めた地場産業の新しい切り口による振興、例えばこれに関しますと、県のふれあい会館10階にある地域産業支援センターでもいろんな事業を準備されています。また、民間の人たちがそこで何か新しいことをやろうとしたときに、いろんな支援が受けられるような状態になっています。そういうのをどんどん利用していくべきではないかなあと考えます。

新規事業の立ち上げ、これは農業者を含む商工業もそうですが、商工会におきまして、ここ10年新規事業で立ち上げられた方というのは、三セクを除くとかなり少ないんじゃないかと、農業を新しく始められた方というのも同じく少ないんじゃないかなあと思います。こういう意味で、いきなりこれを支援するという意味ではないんですが、この地域にそういう資質をつくるために、やっぱりまずは起業家を育てる勉強会であるとか、またそういう勉強会を奨励するような働きがあってもいいんじゃないかと思っています。こういうことは短期計画でできることではないので、長期計画になると思いますが、10年後の東白川に一体どんな職業ができていたらいいだろうとか、どんな職業ができる可能性があるだろうかということを重々検討して、そういうビジョンと施策を組むことができるんじゃないかと考えます。

次に、既存事業の安定と振興にということで、先ほども出ましたフォレストスタイルという形で住宅産業は今やっております。農業関係には三セクということで、加工のことを始めるという説明もございましたが、まだまだ全体から見ると一部分一部分の取り組みで、確かにフォレストスタイルなどは非常に大きな取り組みではありますが、東白川にはもっといろんな既存の事業がありまして、そこがどれだけ安定させられるかというところを考える必要があるのではないかと考えます。

次に、企業誘致につきましては、現在岐阜部品があるわけですが、大型誘致というのは、先ほど村長の説明にもありましたが、日本全国、本当に雇用を考えなければいけないという、人口問題を考えなければいけないというような問題ですので、これは東白川が本当に誘致をしていくに当たり、これからかなり難しい問題になってくるのではないかと考えます。その一つに、少子化、高齢化になっていくということになると、労働力自体もここは減少していくわけですので、大変厳しいところはあるかもしれませんが、自然とか、例えば水のきれいさを生かすと、まだまだ業種によっては誘致をお願いしていくことができるんじゃないかと。例えば食品関係とか、そういうところできれいな水とかが必要になる場合にはできるんじゃないかと考えます。

住民に対しての村内の就業先のあっせん、これは先ほどもちょっと触れましたが、就業先の支援サポート窓口みたいなものをつくって、ここから通える範囲とか、村の業者さんが今どんな人材を必要としているのかということ、もっと村内だけでなく村外に対してPRすることができるんじゃないかと。

もう一つ問題がありますのが、先ほどの安倍議員の方から高齢者に対する質問がありましたが、高齢者の方や子育て中の主婦の方が勤められる場所というのを考える必要があるのではないかと考

えます。高齢者の方も、幾ら近隣に仕事があっても、やっぱり1時間以上かけて通うとか、そういうことは非常に大変になってくると思いますので、そういうところも含めると、また雇用の見出し方が違ってくるのではないかと。同じく、子育て中のお母さん方についてもそういうことが言えるのではないかと考えます。

第三セクターの運営なんですけど、これは村が一番取り組んでおるところなんですけど、ただ1点、官民協働の村づくりを目指すということですので、もっと地元の企業と三セクが協働できるとか、そういうことをこれから機会をふやしていく必要があるのではないかと。

そして、七つ目の公職への就業なんですけど、これは大体何年後にこの仕事があいてくるなということで、また公務員の方などは定年退職があるわけですので、予測がつくと思いますが、そういうことを村の学生であるとか、学生の両親とかに告知していくとか、確定ではないですが、一応そういうようなことがありますよというのを事前に告知していくとか、今上げただけでも小さな取り組みというのはいっぱいあると思います。今までのように、大きな取り組みで村の雇用をつくっていくとか、収入を上げていくという時代はもう終わりました、小さな取り組みを幾つ自治体でやっていくかというような時代になってくると思います。そういった意味では、先ほど調査をするというふうにお返事をいただきましたが、しっかりした現状調査をやっていただきたいなと思っております。来年度の予算の方にそこら辺がどの程度反映されているかという、まだまだ少しその辺の取り組みのところが見えてこないと思いますので、その辺のところをもう一度お聞きをさせていただきたいと思います。

次に、財政調整基金についてですが、財政調整基金の積み立て適正規模というのが、僕が調べたところなんですけど、大体標準財政規模の10%から15%というところかなというふうに認識したんです。東白川村の場合は、その標準財政規模というのが、平成22年度、県が出した規模の数字が大体16億円強ということで、それから見ますと、現在、先ほど言われた東白川の財政調整基金の額というのはある程度適正規模にはなっているかなあというふうに感じましたが、適正規模になっている場合、前の質問の雇用問題等々いろいろありますので、そういうところにもなっているのであれば、先ほどの財政出動は可能ということでしたので、積極的な使い方、無駄遣いをしろという意味ではありませんが、本当に大切なことがあれば生かしていく必要があるのではないかと考えますが、あわせてちょっとお聞きします。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

大変よい提案をいただきました。一気にというわけではございませんが、こんな山の中では企業誘致は無理だろうと初めからあきらめることはやめたいと。何かないだろうかということは常にアンテナを立てながらやっていきたいと。そのほかのことについては少しずつ、これは実行に移せることばかりでございます。企業誘致ということになりますと、従業員を含めて誘致しないと成り立たん場合もあろうかとは思いますが、いずれにしても、あきらめることのないように、このよ

うな取り組みはしていかなければならないものと思っております。特に、この村内の皆さんの就職先というか、どんな仕事なら私でもできるよということを調査するという事は、すぐにでもできることですので、よいことであると思います。

それから、先ほど申し上げました財政調整基金でございますが、これは年々ふやしていかなくてはならんというものでもないし、取り崩して使う、必要があればということですが、繰越金として繰り越して、余った分を予算の中へ組み入れていくか、それとも財政調整基金へ積むかという選択を普通は迫られるわけですので、今までは、これは基準財政規模の16億前後の半分ぐらいということは大体の線でございますので、現在これでいいわけですが、各市町の皆さんの額を見ると、1けた違っておるということで、我々もちょっとあれですが、東白川村としては、人口も少ないことで、議員言われるように5億前後あれば、あとはできることなら、それをふやすというよりは、お金があれば有効に使っていった方がいいかなあということも私も同感でございます。

役場の職員についても、合併が破綻して以来、勧奨退職というような形でどんどんと職員を減らしてまいりまして、ことしあたりはもう少しふやさんと仕事ができんのかなと思うほどになってまいりまして、この3月をめどに3人の臨時の職員の方、もちろん若い方が来ていただければ、試験を受けていただいて正職員に登用という道もあるわけですし、そしてまた23年度には3名の職員を募集して、24年度から勤めていただく職員を募集しようと思っております。ということは、今までの職員を減らしてきて、もうここがとまりだろうと思っておりますので、ことしの1月の仕事初めに、職員の方々に、もううちは勧奨退職はやらないと、60歳まで勤めてください、どうしてもやめていただかん場合は、私からあなたやめてくださいと言いますよと。今までは、慣例みたいに勧奨退職がございました。これは職員みずから村の財政を考えて行ってきたことであって、非常に感謝にたえないわけですが、今後はそういうことはやらなくてもいいということをお願いしたところでございます。

今、議員おっしゃるように、そういうことになりますと、もう職員は何年には何人減るといふことははっきりしておりますので、これは公表するだけのことでございますので、簡単なことであろうと思います。学校を出て、東白川村へ帰って村の職員になるという希望のある方は、ぜひとも挑戦をしていただきたいなあと思っておりますので、今後とも御指導いただきますようお願いいたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

先ほどの農林商工を含めた地場産業の新しい切り口による振興という項目の方で、これは考えてみますと、ある意味ビジネスチャンスという表現が一般に正しいかなあと思います。そういった意味では予算化するのが難しく、いろんな業界で、これだけ世の中が動く時期ですので、新しい取り組みであるとか、そういうチャンスが生まれる可能性があります。

先ほど、財政調整基金もそういうふうに使っていくことも可能ですということでしたので、例え

ばそういうことがあらわれた場合に、補正を組んでも、そのときに緊急で考えて、それに村として何らかに対応できる起業であったり、事業であったり、また既存の事業がこれから新しい販路を開拓するであるとか、そういうことに対しては、いろいろ考えていたり、また助成をすることができるのではないかと少し今考えましたが、ぜひそういうところも今後活発に村の方でまずは検討されるようにしていただきたいと思います。

もう一つ、第三セクターの運営についてなんですが、本日の中でも話に出ましたが、損失補償の件で、どこかで出ましたが、1番議員の桂川議員の方の説明もありました。総務省の方からの通達ということでありましたが、今までのそういう取り組みが、僕も少し調べたところ、非常に事業計画が甘く、失敗の実例が多いということで、そういうような通達にもつながったかなあと。また、今やっている裁判事例なんか、そのあいまいさがいろいろあるのかなあとと思います。

ただ、一つ思いますのは、損失補てんという形の振興策の一つである可能性もあります。といいますのは、本当に村に対して重要な項目であった場合の話なんですが、損失補てんというのは、国の方は期限を決めておりますが、町村というのは期限が決まっておりません。だから、3年間とか2年間とか、また損失補てんというのは、その融資について認めるとか、そういうこともできますので、ひとえにそれがだめといってしまうと、例えば村のこれからの産業振興を考えるに当たり、非常に考える幅が狭くなるのではないかと少し思いましたが、ちょっと今話は外れたんですが、なぜそういうことを言うかといいますと、三セクというのはやはり村の産物とか、そういうものを売っていく、非常に村の振興に大事な役目を果たす目的でつくられております。そういった意味で、先ほども言いましたが、官民協働の村づくりをやっていくに当たっては、非常に民間と三セクが協働してこれから何かやっていくというのは、この三セクの部門では考えていく必要がありますので、そういうときに一番大切なのは、僕は事業計画をしっかりと立てることではないかと。特に、物を売っていくということなら、販売であるとか、売り先とか、どうやって連携していくということが一番大事だと思いますので、そういうことも含めて考えていただければ、また3番の項目の既存事業の安定経営と三セクと同時に連携して伸ばせるというような考え方もできますので、そういうことも視野に入れて、検討のあり方自体もこれからいろいろ考えていっていただきたいと。ただ、法的にだめとか、そういう解釈で物事を決めていくのではなく、すごい複雑な考えをしていかなければいけない時代かなあと少し思いますので、考えていただきたいなと思います。

そして、財政調整基金の方ですが、先ほど適正金額ということで、標準財政規模の大体半分ぐらいということを経理が言われましたが、大体半分ぐらいだと8億ですので、僕はここで考えたのは、例えば10億ぐらいたまったときに、将来何らかの東白川の経済的危機があった場合、そのうちの20%を財政出動で何かやると、2億円ということですが。そうすると、今の東白川の各家庭が大体830ぐらいだと思いますが、1軒当たり二十数万円の年間の経済施策ができると。これは1軒1軒配るわけじゃないんですが、それは非常に全国でも大きい経済施策ができると。それはなぜかというと、合併せずに小さい村で残ったからできると。逆に小さいなりの強みだと考えました。そういう意味では、ただただ無駄遣いをするという意味ではございませんので、本当にいい施策に対して

は使っていただきまして、また財政調整基金もためていける機会があれば、しっかりとそれもためていただきたいと思います。この二つを最後の質問にさせていただきます。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

最初の新しく事業を起こすということですが、農業の方から申し上げますと、一つの例ですが、先日、トマトの総会でも申し上げましたが、今回、予算の中で、選果場は機械を更新するわけですが、そういう面から、トマト農家の方から何とか新しいトマト農家をつくるように、外から来ていただける方があったら支援をしてくれるかというようなお話がございました。じゃあ、ことしどれだけ予算に見るといことはしておりませんが、そういう方がそういう場所から出てくれば、対応できるだけのものは準備はしております。これはほかのことでありますが、補正を組めるだけのものは、財政調整基金を取り崩すことなく、ある程度のものでできるような用意をしております。どんな場面でも対応していけるということを考えておりますので、ぜひともそういう人があらわれんかなあと心待ちにしておるところでございます。これは農業だけでなく、ほかのことで同じことでございます。

それから、財調は確かにもう少して目標に達するというような感じは受けておりますし、現状でもいいのではないかとは思いますが、我が村の借金も40億円を超えるほどあるわけでございますので、一概に差し引きすれば借金の方が多いわけです。無駄遣いということは厳に慎まなくてはならないと思っておりますし、東白川村が合併せずに小さな村でおってよかったなあというような印象を受けられるように、そんな政策を今後とも皆様と一緒に進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（服田順次君）

以上で一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩に入りたいと思います。よろしく願いします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第1号について（提案説明・質疑）

○議長（服田順次君）

日程第6、報告第1号 東白川村国民保護計画の一部変更についてを議題とします。

本件について、提案者の報告を求めます。

今井俊郎君。

○参事兼総務課長兼議会事務局長（今井俊郎君）

報告第1号 東白川村国民保護計画の一部変更について。このことについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、第35条第6項により報告する。平成23年3月4日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、新旧対照表がついてございます。

この第3編第3章第1(3)の38ページのところでございますが、武力攻撃事態等合同対策協議会への参加というところで、村が参加をするという形の記載が下線アンダーライン部分に追加をされてございます。

それから、第3編第6章第2のところですが、これらは県に対する報告のところでございますけど、ここもアンダーラインのところですが、安否システムというものを使ってということですが、消防庁のシステムでございますが、様式第3号の内容を安否情報システムを利用して報告するという項目が追加をされてございます。

次のページで第3編第6章、これは安否情報の収集・提供のところの図がございますけど、その中の「メール」の上に「安否情報システム」というのが入りました。「収集に協力」のところも、同じように「安否情報システム」を入れさせていただきます。

続いて第3編第4章のところでございますが、こちらはJアラート（全国瞬時警報システム）の運用が開始された場合ということで、今年度導入いたしましたので、このアンダーラインのような記載の事項が追加をされた変更を報告させていただくというものでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、日程第6、報告第1号 東白川村国民保護計画の一部変更についての報告を終わります。

---

◎承認第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第7、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専第1号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第10号）から専第2号 平成22年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）までの2件を専決処分関連により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事 今井俊郎君。

○参事兼総務課長兼議会事務局長（今井俊郎君）

続いて資料お願いいたします。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について、急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした。右、地方自治法第179条第3項の規定により報告する。よって、これが承認を求める。平成23年3月4日提出、東白川村長。

記1. 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第10号）、同じく平成22年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

1枚おめくりをいただきまして、まず専第1号でございますが、専第1号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第10号）。平成22年度東白川村一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,626万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成23年1月31日付でございます。

2ページの歳入予算補正、それから説明資料の方の事項別明細書の総括は省略をさせていただきます、5ページの歳入のところからお願いをいたします。

歳入の18款繰越金、1項1目の繰越金でございますが、65万3,000円前年度繰越金を計上するものでございます。

次のページですが、3の歳出、2款1項7目の交通安全対策費16万3,000円の補正、これは交通安全対策費として、今年度非常に寒かったということで、道路に使用いたします凍結防止剤、追加で購入をした予算でございます。

次に、8款1項1目の土木総務費、これは8万円の補正でございますが、土木総務費一般のところの職員の超勤手当でございますが、災害等がございます、ちょっと超勤がかさんでおりまして、この時点で8万円だけ補正をさせていただいたものでございます。

次に、8款2項1目の道路橋梁維持費でございますが、41万円の補正でございます。こちらは除雪費ということで、道路維持管理関係の機械借上料として、降雪が多かったために41万円の追加補正をさせていただいた関係でございます。以上です。

#### ○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

#### ○村民課長（小池 毅君）

専第2号 平成22年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。平成22年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,926万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成23年1月31日、東白川村長。

次のページの第1表から説明資料の事項別明細書は省略させていただきまして、5ページの歳入から説明をさせていただきます。

この国保の方ですが、趣旨としましては一般被保険者の高額医療費が不足いたしましたので、その増額をするものでございます。

3款1項1目療養給付費等負担金、補正額が51万円、これは150万に対する国の定率補助負担でございまして。

3款2項1目財政調整交付金、補正額が13万5,000円、これも定率の調整交付金でございまして。

6款1項2目の県財政調整交付金、補正額が10万5,000円、同じく定率の県の交付金でございまして。

10款1項1目繰越金としまして、50%の75万円を補正したものです。

次のページにまいりまして、歳出、2款2項1目一般被保険者高額療養費、補正額が150万円ということで、以上、計上させていただきました。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専第1号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第10号）から専第2号 平成22年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）までの2件について一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専第1号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第10号）から専第2号 平成22年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）までの2件は承認されました。

---

◎議案第1号及び議案第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

## ○議長（服田順次君）

日程第8、議案第1号 東白川村道の路線廃止について及び日程第9、議案第2号 東白川村道の路線認定についての2件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 松岡安幸君。

## ○産業建設課長（松岡安幸君）

それでは、議案第1号 東白川村道の路線廃止について。道路法第10条第1項の規定に基づき、次のように村道の路線を廃止する。よって、同法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。平成23年3月4日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきますと、6路線ほどございます。

まず1番目は後山線で、大字神土字平の548番地先から大字神土字豆腐屋の2835番地の2までです。それから2番目の路線が千里十里線で、神土字豆腐屋2819番の2地先から神土字大町2988番地まで。3番目が紺屋線で、越原字中山754番の2の1地先から越原字大林洞の652番の4まで。それから岩本線、越原字都加太地の1532番の3から越原字栃山の1404番の2。それから5番目が出合1号線で、越原字中島2436番の1の3から越原字出合の2152番。それから最後ですが、丸田屋線で、越原字大明神の2213番の8から越原字中島2420番の2まででございます。

続きまして、議案第2号の東白川村道の路線認定について。道路法第8条第1項の規定に基づき、次のように村道の路線を認定する。よって、同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。平成23年3月4日提出、東白川村長。

これは4路線ほどございまして、まず1番目が後山新線、神土字平の548番から神土字大町の2998番まで。はなのき会館線で、神土字後山の606番の1から神土字後山の5912番の10まで。曲坂浄水場線が、越原字曲坂の120番の3から越原字下高旗の335番の13まで。大明神浄水場線が、越原字闇の2589番の7から越原字小峠の2533番の4まででございます。

別冊で説明資料が行っていると思いますけれども、ちょっとそれを開いていただきまして、まず1ページ目に図面がございますけれども、廃止の路線はこの緑色の線になります。この1ページ目は後山線でございます。役場の前からグラウンドの横を通り、はなのき会館、このこもれびの里を通過して、神付の田尻貢さんの下のところの国道256までの距離2,871.8メートルの道でございます。ここを廃止いたしまして、今度は赤い線になりますけれども、後山新線として役場の前から後山の災害の復旧現場のところを通過して、五葉会館の前になりますけれども、前を通過して、国道256まで出る距離でございます。ここを今度は認定をお願いしたいというものでございます。

それから次のページでございますが、これは千里十里線で、ここは廃止するものでございますが、ちょうど起点のところに家がありますけれども、ここは中通の安江好弘さん宅のちょっと下になりますけれども、ここからもとの農道の、今は村道ですが、玉葉神付線まで出る道路でございます。312メートルを廃するものでございます。

続きまして、3ページが紺屋線で、これは日向の桂川治彦さん宅の横から隣の安江祐宣さん宅ま

での間の39.3メートルを廃止するものでございます。

続きまして、4ページ目が岩本線で、これは栢山になりますけれども、越原付知線の、ちょうど栢山のバス停があるところから、大明神川を渡って安江政義さん宅までの間、50メートルを廃止するものでございます。

続きまして5枚目ですが、出合1号線で、大明神の越原付知線の出合橋のところから田口政司さんまでの間の102.5メートルを廃止するものでございます。

続きまして6枚目でございますが、丸田屋線で、ここも越原付知線になりますけれども、大明神ですが、嶋倉捷司さんのところのちょっと上流になるわけですけれども、田口木工所のところから、向かいの田口可樹さんまでの49.5メートルを廃止するものでございます。

それから、次のページがはなのき会館線でございます。役場の裏を上がって行って、ちょうど土地改良の碑がある三差路がございますが、そこからはなのき会館を通過して、こもればの里を通過して、後山新線のところまでの間になりますけれども、藤井さんの上になりますけれども、1,006.2メートルの認定をお願いするものでございます。

それから、次のページが大明神浄水場線ということで、越原の国有林へ向かいます新巢線から、ちょうど大明神の浄水場の前を通過して小峠線までの1,159.1メートル、これの認定をお願いするものでございます。

それから、曲坂浄水場でございますけれども、曲坂の奥の荻田喜作さんのちょうど上になりますけれども、そこから浄水場を通過して上がっていきまして、高畑林道とのちょうど分岐点がございますけれども、橋を渡ったところですが、そこまでの615.1メートルの認定をお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

#### ○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 東白川村道の路線廃止について及び議案第2号 東白川村道の路線認定についての2件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第1号 東白川村道の路線廃止について及び議案第2号 東白川村道の路線認定についての2件は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（服田順次君）

日程第10、議案第3号 東白川村公の施設の指定管理者の指定同意についてを議題とします。  
本件について、提案理由の説明を求めます。

参事 今井俊郎君。

#### ○参事兼総務課長兼議会事務局長（今井俊郎君）

議案第3号 東白川村公の施設の指定管理者の指定同意について。東白川村公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の同意を求める。平成23年3月4日提出、東白川村長。

以下、表がございまして、施設の名称、それから指定管理者の名称と所在地、指定の期間となっております。指定の期間につきましては、どの項目も平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間でございまして。

最初に、越原コミュニティ消防センターから、次のページの神土北コミュニティ消防センターまでは、消防団への委託でございまして。

次に、東白川村高齢者生活福祉センターせせらぎ荘と、同じく在宅介護支援センターは社協への委託でございまして。

次の味の館、味の館2号館、この二つについてはふるさと企画への委託でございまして。指定管理でございまして。

それから次に、各集落へお願いするのが、こまもり会館から黒淵クラブまで次のページにわたって、それぞれの自治会、あるいは管理運営委員会への管理委託の指定でございまして。ふるさとセンターが間に入りますが、これはふるさと企画でございまして。

次に、伝承の館からせいらく荘まででございまして、こちらは書いてございまして、老人クラブへお願いする部分でございまして。この指定管理者、老人クラブの住所でございまして、今までは、そのときの会長さんの住所という形にございまして、今回からは、その施設のある住所、番地でございまして。

次に、中通農村公園から、次のページのつちのこ公園まで、それぞれ公園が上げてございまして。それぞれの管理運営委員会をお願いをするものでございまして。

それから、ふるさとヴィレッジ魚の宿については、魚の宿運営委員会、伝承広場、これははなのき会館の上にございます広場でございまして、ふるさと企画でございまして。

白川茶屋は農業婦人クラブ美味作でございまして。

変更がございましたのは次の宮代オートキャンプ場で、今まで美味作でございましたが、今回からはNPO法人青空見聞塾さんへ指定管理をお願いするという形でございまして。

続いて、茶の里野菜村は新世紀工房、つちのご館はふるさと企画、茶の里会館と茶の里会館茶工房の方は新世紀工房、それからわくわく体験ランドから炭焼き小屋まではこもれびの里の施設ということで、ふるさと企画でございます。

最後のストックヤードは、ストックヤード管理運営委員会へ管理委託をお願いする関係でございます。以上でございます。

**○議長（服田順次君）**

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 東白川村公の施設の指定管理者の指定同意についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第3号 東白川村公の施設の指定管理者の指定同意については、原案のとおり同意されました。

---

**◎議案第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（服田順次君）**

日程第11、議案第4号 東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

国保診療所事務局長 安江弘企君。

**○国保診療所事務局長（安江弘企君）**

議案第4号 東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成23年3月4日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、改め文をつけておりますけれども、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。第2条第1項の表、病床数の欄中「19床」を「4床」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

これにつきましては、昨年4月の臨時会で、東白川村介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例というものを認めいただきまして、その中で定員15名というふうにしております。東白川村国保診療所附属介護老人保健施設ということで、診療所の中で19床でいいと考えておりましたけれども、交付税の検査の折に指摘をいただきまして、老人保健施設15床、診療所4床というふうに改めるものでございます。

**○議長（服田順次君）**

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第4号 東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定されました。

---

**◎議案第5号から議案第13号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（服田順次君）**

日程第12、議案第5号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例についてから日程第20、議案第13号 平成22年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの9件を補正予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

参事 今井俊郎君。

**○参事兼総務課長兼議会事務局長（今井俊郎君）**

それでは補正関連ということで、議案第5号からお願いいたします。

議案第5号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例について。東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成23年3月4日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきます。

東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例。東白川村土地開発基金条例の一部を次のように改正する。第2条第1項中「8,490万円」を「8,500万円」に改める。

附則、この条例は公布の日から施行する。

これは、基金の利子を一般財源につけまして、10万円積み立てて8,500万円にする予定の改正でございます。

**○議長（服田順次君）**

村民課長 小池毅君。

**○村民課長（小池 毅君）**

議案第6号 東白川村収入印紙等購買基金条例について。東白川村収入印紙等購買基金条例を別紙のとおり提出する。平成23年3月4日提出、東白川村長。

次のページへ行っていただきまして、東白川村収入印紙等購買基金条例。

第1条 収入印紙及び岐阜県収入証紙、郵便切手類（以下「印紙等」という。）の売りさばき事務を行い、もって村民の利便性を図るため、東白川村収入印紙等購買基金を設置する。

（基金の額）第2条 基金の額は、30万円とする。

（管理）第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

（印紙等の購入計画）第5条 村長は、印紙等の売りさばき状況を勘案し、適正な印紙等の購入計画を立てなければならない。

（委任）第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

この基金は、県から事務移譲を受け、ことしの2月1日から事務を執行しております旅券発給事務におきまして、申請の手数料及び登録税として納めていただきます県証紙、収入印紙等を購買するための規定でございます。申請者の便宜を図るために、役場でこうしたものを取り扱うというものでございます。以上です。

**○議長（服田順次君）**

参事 今井俊郎君。

**○参事兼総務課長兼議会事務局長（今井俊郎君）**

議案第7号 平成22年度東白川村一般会計補正予算（第11号）。平成22年度東白川村一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,034万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億9,661万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費) 第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正) 第3条 既定の地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。平成23年3月4日提出、東白川村長。

次の第1表の朗読は省略をさせていただきます、6ページの繰越明許費補正からお願いします。第2表の繰越明許費補正でございますが、款、項、事業名、金額がございます。

2款総務費、1項総務管理費、きめ細やかな交付金事業、前回全協で説明させていただきましたきめ細やかな交付金事業について5,525万円を繰り越すものでございます。

同じく2款1項総務管理費の住民生活に光をそそぐ交付金事業、これは1,000万でございます。

8款土木費のところでございますが、2項道路橋梁費は道路橋梁維持事業として510万5,000円を繰り越しました。これは久須見の大開線、先日視察していただきました大開線の改良工事の一部を繰り越して改良するものでございます。

次に11款の災害復旧費、1項の農林水産施設災害復旧費、農地・農業用施設災害復旧事業でございます。後山と徳原のところの工事でございます。5,817万7,000円を繰り越すものでございます。

次に、同じく災害復旧費でございますが、公共土木施設災害復旧費として、道路橋梁災害復旧事業として、これは徳原のところ掘り起こします村道の工事の分でございますが、300万円を繰り越して実施するものでございます。

続いて、第3表の地方債補正でございますが、変更前、変更後の表でございます。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法という形で並んでございます。

災害復旧事業につきましては、3,040万組んでございましたが、変更後のところ、50万というふうに変更になります。これは補助金がついてきたことにより起債の額が減ったということで、方法、利率、償還の方法等については変更はございません。

次に、過疎対策事業が7,050万、これが6,910万というふうに変更でございます。140万円の減額ですが、これはCATVの2チャンネルのデジタル化の費用が確定したために減額をするものでございます。

続いて、説明資料の方でございますが、9ページからございます事項別明細書の総括は省略させていただきます、11ページの歳入のところからお願いします。

1款1項1目の村税の村民税、個人分でございますが、38万5,000円の減額でございます。年金特徴分とか、生活保護還付金等により減額補正でございます。同じく、2目の法人分については52万3,000円の減額、均等割額の減額によるものでございます。

次に、同じく村税の4項村たばこ税でございますが、1目村たばこ税99万4,000円の減額でございます。これは、たばこが税率が上がったことによる影響かと思いますが、99万4,000円の減額とさせていただきます。

2 款の地方譲与税、2 項 1 目自動車重量譲与税でございますが、確定によりまして100万円の減額でございます。

11 款 2 項 2 目の総務費負担金 5 万 4,000 円の増額、これは宮代農道の移転事業の確定ということで、電柱移設の工事負担金の増額でございます。

それから12 款 1 項 8 目土木費使用料33万円の減額、これは公営住宅の使用料でございますが、入退去が年度内にございまして、そのための減額でございます。

12 款 2 項 6 目の農林水産業費手数料は23万8,000円の増額、これは家畜診察初診料ということで、7万8,000円と16万ということでございますが、決算見込みによる増額補正でございます。

13 款の国庫支出金のところでは、1 項 3 目の民生費国庫負担金43万8,000円の増額、説明欄にございますように、国民健康保険基盤安定制度負担金の決算見込みによるものが 4 万 4,000 円の減額、それから児童福祉総務費負担金のところでは児童手当負担金と子ども手当負担金の修正により48万2,000円の増額の補正です。

11 目でございますが、災害復旧費国庫負担金2,945万6,000円の減額ということでございます。事業量確定ということでございますが、一部、平成23年度に繰り越されて、こんなふうをやっておるということをこの前現地で御説明した部分でございますが、減額補正をさせていただくものでございます。

次に、13 ページでございますが、総務費国庫補助金5,262万円増額ですが、これは先ほど繰り越しのところ御説明いたしましたきめ細やかな交付金と光をそそぐ交付金の国庫補助金でございます。

4 目の衛生費国庫補助金は39万6,000円の減額、まず33万6,000円については予防費補助金、女性のがん検診費の補助率が 2 分の 1 になったということによる減額でございます。次の欄の浄化槽の設置補助金 6 万円の減額は、切りかえの浄化槽が 3 戸の予定が 1 基になったということで減額でございます。

土木費国庫補助金 9 万 8,000 円の減額は、書いてございますように、橋梁の長寿命化修繕計画策定事業確定による減額でございます。

次に、県支出金でございますが、1 項 3 目の民生費県負担金52万3,000円の減額、説明欄にありますように、国民健康保険基盤安定制度負担金の金額は、決算により63万4,000円の減額の見込みでございます。次の児童福祉総務費負担金は、逆に11万1,000円の増額見込みでございます。

次に、同じく県支出金でございますが、2 項 2 目の総務費県補助金6,000円の追加、これは消費者行政に関する事業費確定の追加です。

次に、衛生費県補助金 3 万 6,000 円は、妊婦健診の公費負担金の交付決定額が決まって、19 人分ということで決定してきたものでございます。廃棄物につきましては、先ほどと同じでございますが、浄化槽の設置補助金が県の分も減額ということでございます。

それから、農林水産業費県補助金200万3,000円の減額、これは決算見込みによりまして、農業委員会交付金のところは 5 万 4,000 円の追加、地産地消のところは決算見込みにより6,000円の減額で

ございますが、次のページでございますけど、路網整備の方も事業量確定により200万1,000円の減額、林業グループ支援事業補助金、これは事業を実施していただいたわけですが、ほかの事業でやられたということで財源の方を補正させていただいたもので5万円のマイナス、合わせての合計金額でございます。

7目の商工費県補助金24万円は緊急雇用の補助金でございますが、診療所で行います通院支援の運転手の賃金に充てた分で、9月から3月分の補助金確定による減額でございます。

土木費県補助金6万5,000円の追加、土地利用規制等対策費交付金が決定してきたものでございます。

次に14款、同じく県支出金ですが、県委託金の方ですが、2目の総務費県委託金245万5,000円の減額、書いてございますように岐阜県議会議員選挙の関係、それから統計調査費の関係、それぞれ事業量が確定したため、特に県議会議員選挙は無投票ということもあって減額でございます。

次に、15款の財産収入でございますが、1項2目の利子及び配当金96万3,000円追加でございます。財政調整基金利子から、次のページへまいりまして豊かな森づくり基金利子までの合計の利子を積み立てるための補正をするものでございます。

次に、財産収入でございますが、15款2項1目生産物売払収入168万1,000円の追加です。これは、前林道視察をしていただいた新巣のところで道路開発をしておりますところの村有林の生産物の売払収入。

次の不動産売払収入は19万3,000円、これは平の安江昭吾さん、今は範子さんですか、のところの赤線があったところを売り払ったものでございます。

16款1項2目の指定寄附金82万9,000円でございますが、説明欄にございますように、ふるさと思いやり基金指定寄附金として、それぞれ書いてございます方々から寄附金をいただいたものを補正するものでございますし、次のページの農林水産業指定寄附金は、豊かな森づくり基金指定寄附金で、2方からいただいたものでございます。また、教育費指定寄附金10万円は大明神の安江はるゑ氏からいただいたものでございます。

18款1項1目の繰越金1億3,530万5,000円の追加でございます。これは財源として使わせていただくものでございます。

次に、19款の諸収入でございますが、4項4目の雑入2,941万8,000円という大きい額でございますが、造林事業補助金のところから農作物のところはそれぞれ確定により減額及び追加でございますが、大きいのは、市町村振興協会交付金（オータムジャンボ収益金）が351万円ございます。均等割、人口割で配付されたものでございます。次に、県の町村会臨時交付金は1万4,000円の減額、次に市町村振興協会交付金（基金分）2,626万8,000円でございます。これは、22年度では、この基金のところ約21億円をそれぞれ配りたいということで、均等割50%、人口割50%で、基金の剰余金とサマージャンボの収益金7億円を使って配分されたものでございます。ちなみに、23年度、24年度については約10億円をそれぞれ40%と60%という割合で配付をする予定でございます。本村は約1,000万ぐらいになろうかなと思っております。

17ページへまいります。

次の20款1項の村債のところでございますが、先ほども出てまいりましたけれども、2目の総務債では2チャンネルのデジタル化事業の確定により140万の減額です。

衛生債は、診療所のスプリンクラー整備事業が事業費を確定し、これは100%補助金でできたということで、衛生債の部分は全額減額でございます。

災害復旧債は2,990万ということで、説明欄にもございますように、それぞれの項目で減額補正をさせていただくものでございます。

次に、歳出でございますが、まず2款の総務費でございますが、1項1目の一般管理費816万1,000円の追加でございます。説明欄をごらんいただきますと、総務一般管理費のところ職員手当退職手当組合の負担金18万5,000円、特別職、これは22年度に村長選挙があって、村長が一たん退職された形になったために1ヵ月分だけ追加になったものでございます。次の退職手当組合特別負担金663万7,000円は、2名の管理職の退職が今回あったための積立金でございます。次に、共済費、臨時職員等社会保険料は、8月からスクールバスの運転手を臨時雇用したための社会保険料ということでございます。需用費は3万5,000円だけでございますが、当直用のおふろの修繕を行いたいということでございます。積立金については、先ほど歳入のときにございましたふるさと思いやり基金の追加で58万1,000円です。

次に、財政管理費でございますが、1億5,000円ということでございますが、これは、先ほど出ておりました財政調整基金積立金1億円と減債基金積立金5,000円の補正でございます。

財産管理費27万1,000円、物件管理費で土地開発基金に10万の積立金でございます。それから行政情報化推進費で委託料、これは子ども手当の関係の人事給与システムの改修業務委託料が17万1,000円必要ということで追加をさせていただくものでございます。

6目の企画費6,754万6,000円、18ページのところは、企画費で消費者行政の関係で4,000円減額でございます。一番下の欄にきめ細やかな交付金事業5,525万円が書いてございます。この中身が委託料、それから工事請負費という形でございます。次の欄が住民生活に光をそそぐ交付金事業で1,000万でございます。こちらも委託料と工事請負費、備品購入費という内訳で1,000万予定させていただきます。次に、人口対策推進事業、負担金、補助及び交付金のところですが、定住促進条例による今年度の交付金ということで、新築1件、増築1件に対して、140万と90万ということで230万円の交付金を備えたいというものであります。

次に、10目の地域情報化事業費ですが、275万円の追加、まず賃金が13万4,000円ございまして、それからCATV管理費の中でも、これは職員が1名減の状態です。1年間やってまいりましたので、若干臨時の方の仕事がふえたという形で、臨時に賃金を追加させていただくもの、それから工事請負費のところでございますが、こちらは自主放送番組(2チャンネル)デジタル化工事が確定しまして136万5,000円ほど減額になっておりますが、追加の方では移設工事等がございまして、今回差し引きで48万4,000円、宮代と西洞への移転工事のための追加をさせていただくものでございます。備品購入費は、告知端末機を35台、雷で壊れたものを35台購入する備品購入費でございます。この

財源については、減額ではございませんが、保険がかけてございますので、入ってまいりますけれども、ただその保険がこの会計年度の間に入るという確定ができませんので、とりあえず一財で見させていただいておいて、保険が入ってきた時点で、手続をとらせていただきたいということで、今回は一般財源で見えてある部分でございます。

次に、2款3項1目の戸籍住民基本台帳費3万円は、職員の超勤手当の追加をお願いするものがあります。

それから、住民情報処理費は、備品購入費で、公的認証の機器を来年度に入手をするために減額を28万1,000円でございます。

それから、2款4項7目の岐阜県議会議員選挙費については、先ほども財源補正がございましたが、無投票であったということで、172万円まず減額をいたしますが、次のページでございますけど、若干、今度4月に行われます選挙の準備として委託料と使用料、賃借料、備品購入費等については、今年度のうちに執行しておきたい事業がございますので、この部分は増加で、差し引きでこの県議会議員選挙としては172万円の減額ということでございます。

2款5項1目の統計調査費、ここから学校基本調査費、工業統計調査費、ずうっとそれぞれの統計調査がございましたが、22ページの終わり、農林業センサスまで、それぞれ事業費確定による減額、合計57万円でございます。

続いて、民生費のところへまいります。住民福祉費でございますが、307万2,000円の減額、こちらは住民福祉費一般では超勤を10万円追加させていただくのと、先ほど条例説明がございました収入印紙等購買基金への繰出金が30万ついたものであります。国民健康保険特別会計繰出金は、保険基盤安定制度繰出金と財政安定化支援事業繰出金等で減額ということで、347万2,000円の減額、この差し引きでございます。

3目の保健福祉費1万円、これは基金への積立金でございます。

4目の老人福祉費は、補正額はゼロでございますが、24万円財源補正をさせていただきます。国庫支出金から一般財源化ということでございます。

それから、3款2項1目児童福祉総務費5万2,000円の減額です。これは支払見込み額が確定したために、子ども手当交付金事業のところ、児童手当から子ども手当へ振りかえといいますか整理をさせていただいて、差し引きで5万2,000円だけ減額になりますという予算でございます。

次に、4款衛生費でございますが、1項1目の保健衛生総務費180万円の減額、これは先ほどありました診療所特別会計の繰出金、起債の部分でございますが、スプリンクラー工事費の減額でございます。

予防費は、補正額ゼロでございますが、財源補正でございます。

3目の母子健康センター費、これも財源補正でございます。

廃棄物対策費69万円は、説明欄にございますように、繰出金として、下水道特別会計へ87万円、これはマンホールのかさ上げ工事をやるための繰越金を追加するものがございます。逆に、生活排水対策事業では、先ほど来の合併浄化槽への切替奨励補助金が減額ということで18万円の減額でござ

ございます。

それから、6款の農林水産業費でございますが、1項1目農業委員会費13万2,000円の追加、説明欄にございますように、農業委員会活動費で9万7,000円の超勤でございますが追加、それから年金管理事業のところでは3万5,000円、参考図書とか通信料等で追加をさせていただくものでございます。

2目の農業総務費は16万8,000円の追加、これは職員の超勤手当でございます。

農業振興費11万8,000円の追加、ここは補助金のところでございますが、先般全協で説明させていただき、御理解いただいた部分の大豆地産地消事業の補助金が13万円組んでございます。学校給食費の減額補助の地産地消事業の補助金は事業費確定により1万2,000円減額で、差し引きになっております。

それから、6目の畜産業費は25万円追加、これは白川町と共同設置しています獣医師の設置負担金の追加でございます。

農地費23万4,000円の追加は、農地総務費のところの職員の超勤手当の追加でございます。

次のページは林業総務費のところでございますが、22万円の追加、こちらは6万円の超勤手当の追加と豊かな森づくり基金への積立金16万円でございます。

次に、林業振興費240万1,000円の減額、説明欄にございますように、林業振興補助金のところで、林業グループへの補助金が別の事業でやられたということで、先ほどは財源補正でございましたが、ここは歳出の補正で10万円の減額と。それから、有害鳥獣の捕獲事業は、イノシシがたくさんとれたということで32頭分を補正させていただきます。41万6,000円の追加でございます。それから、村有林管理事業、工事請負費は、基幹作業道開設事業でございますが、事業量確定による減額。それから、分収造林事業、原材料費、これは国有林で鳥獣被害のための防護さくのネットを張っておりますが、その事業量確定で13万4,000円減額です。次の60万3,000円はハナノキ公園のところで、森林組合に委託をして管理をしていただいた作業の確定による減額です。

林道総務費9,000円は超勤手当でございます。

次に、商工費へまいります。

商工振興費は、10万1,000円が超勤手当でございます。

地域づくり推進費の11万3,000円は、中小企業退職金共済については従業員の退職があったということで7,000円の減額ですが、雇用促進奨励事業で12万円、これは雇用促進のために年額12万円の補助をする制度がございますが、この1人分を追加させていただくものでございます。

次に、8款土木費の土木管理費、土木総務費ですが、こちらも給料と超勤の補正をさせていただくものが10万1,000円。

次に、道路橋梁維持費ですが、19万6,000円の減額、ここは事業費確定でございます。

次に、住宅管理費でございますが、これは財源補正で、先ほどの住宅があいておった部分のところを一財で借りるところでございます。

9款の消防費へまいりまして、消防施設費16万3,000円の追加でございますが、防災センターの

管理費、需用費のところでは光熱費、実は申しわけないですが、冬の間、ちょっと水道管が地中で破裂しておりまして、水道の水が出っ放しになっておりまして、かなりの水量が出たということで、50%の減免をした上でのこちらの会計から水道会計へ10万3,000円使用料を払うというものでございます。電話料については1万円。

災害対策費については、当直室の防災無線の機械の故障による補正でございます。

29ページへまいります。

消防費のところは一緒でございますが、教育費のところでは事務局費1万2,000円、ここは人事院勧告に伴う給与計算の訂正ということで1万2,000円だけ増額させていただきます。

それから小学校費でございますが、学校管理費で60万6,000円の追加、ここは小学校の営繕費ということで、点検をいたしました結果、遊具の修繕を行う必要があったため14万7,000円の追加です。それから、スクールバスの管理費でございますが45万9,000円、タイヤ、チェーンの購入8万8,000円と燃料費13万2,000円の追加、それから修繕料、マフラー等の修繕がございまして13万8,000円、そして寄附がございまして、指定寄附でございましたので、バス車庫の備品としてテレビと高圧洗浄機10万1,000円を使わせていただくための予算補正でございます。

次に、中学校の管理費11万3,000円、こちらは積立金が1,000円と、先ほどと同じように施設営繕ということで、遊具等の、朝礼台とバスケットコートですが、11万2,000円修繕費でございます。

保健体育費の保健体育総務費3万円については、国体のピンバッジを県の方で皆さんつけてくれるということでございまして、100個買って皆さんにつけていただくものでございます。

次に災害復旧費でございますが、1目農業用施設災害復旧費、1,759万6,000円の減額、事業量確定によりまして、工事請負費でございますが、それぞれの工事によって1,759万6,000円減額でございます。

2目の林業用施設災害復旧費306万6,000円、こちらにも加茂東線のところの委託料と、それから工事請負費が確定により減額でございます。

次に、災害復旧費の2項1目の道路橋梁災害復旧費は79万5,000円の追加です。こちらは、道路橋梁災害復旧、委託料で100万円追加でございます。災害で直しました親田地内のところを村道として登記委託をしなければいけませんので、繰り越して事業を実施しますが、100万円委託料の追加でございます。使用料、工事請負費については減額でございます。

災害復旧費、河川災害復旧費については、159万4,000円の確定による減額補正でございます。

一般会計は以上でございます。

#### ○議長（服田順次君）

ここで暫時休憩とさせていただきますと思います。

午後1時59分 休憩

---

午後2時06分 再開

#### ○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

村民課長 小池毅君。

### ○村民課長（小池 毅君）

議案第8号 平成22年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。平成22年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,087万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,013万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年3月4日提出、東白川村長。

次の2ページ、第1表から6ページまでを省略させていただきまして、7ページの歳入から説明をさせていただきます。

この補正の概要ですけれども、一般被保険者の療養給付費を2,340万ほどの増額をしたものと、一般被保険者の高額療養費、先ほどの専決でお願いいたしましたのが2月分でございます、今回は3月、4月分の支払いの分の増額730万を主に組んだ内容になっております。

まず、歳入の1款1項1目一般被保険者国民健康保険税が140万1,000円の減額になっております。それから、3款1項1目療養給付費等負担金、補正額が1,046万9,000円の増額でございます。

3款2項1目財政調整交付金824万2,000円の増額でございます。

3款2項4目出産育児一時金補助金が12万円の増額でございます。

続きまして、次のページに行きまして、5款1項1目前期高齢者交付金が1,400万円の増額でございます。

続きまして、6款1項2目県財政調整交付金が216万7,000円の増額でございます。

6款2項1目の療養給付費等負担金が6万円の減額でございます。

8款1項1目利子及び配当金7万2,000円の減額でございます。

次の9ページへまいりまして、9款1項1目一般会計繰入金が347万2,000円の減額になっております。これは拠出金が発生したための減額でございます。

10款1項1目の繰越金ということで、前年度繰越金ということで87万8,000円を増額補正しております。

次に10ページにまいりまして、歳出、1款1項1目の一般管理費が7万円の増、これは職員の超過勤務手当でございます。

2目の連合会負担金15万5,000円の増額、これも県国保連合会負担金の確定による増額でございます。

次に2款1項、これは各種の療養給付費でございますけれども、1目の一般被保険者療養給付費が2,342万円の増額でございます。

それから、2目の退職被保険者等療養給付費は17万円の減額となっております。

3目の一般被保険者療養費、補正額が25万円の増でございます。

次のページに移りまして、2款2項1目一般被保険者高額療養費が730万円の増額になっております。

2目の退職被保険者等高額療養費が17万円の増でございます。

2款4項1目出産育児一時金、これは補正額としてはゼロということで、国庫支出金と一般財源の財源補正をしております。当初は一財で見えておりましたが、国庫支出金がついてきたということで、その補正でございます。

7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金が48万4,000円、これにつきましては高額医療費拠出金の方の減額と交付金の戻し入れ金がふえたための補正でございます。

4目の保険財政共同安定化事業拠出金、これの補正額が645万7,000円の減額でございます。これも拠出金の確定による減額補正でございます。

9款1項1目基金積立金が7万円の減ということで、利子の確定による減でございます。

次の13ページへまいりまして、10款1項3目償還金26万4,000円の増額補正でございます。これは前年度の交付金の精算をした結果の割り戻し金を計上するものです。

10款2項1目診療施設繰出金545万5,000円の増額でございます。これは、診療所への運営費助成でございます。

国民健康保険の方は以上でございます。

続きまして、次のページへまいりたいと思います。

議案第9号 平成22年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第4号）。平成22年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,650万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年3月4日提出、東白川村長。

同じく、2ページの第1表から4ページまでを省略させていただきまして、5ページの歳入から説明をさせていただきます。

歳入、7款1項1目繰越金3万2,000円の増額補正でございます。前年度の繰越金でございます。

10款1項1目利子及び配当金としまして、補正額が1万2,000円の減額でございます。介護給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金の利子確定による補正でございます。

次の6ページへまいりまして、歳出、4款1項1目の介護給付費準備基金積立金、補正額が1万8,000円ということで、これも基金利子確定による補正でございます。

2目の介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金2,000円の増額補正でございます。これも同じく基金の利子確定による補正でございます。

介護保険につきましては、以上でございます。

続きまして、議案第10号 平成22年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）。平成22年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,799万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年3月4日提出、東白川村長。

同じく、2ページの第1表から4ページまでを省略させていただきまして、5ページの歳入から説明をさせていただきます。

まず歳入、3款1項1目繰越金でございますが、161万5,000円の増額補正でございます。

4款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円、水道基金利子の確定による増でございます。

5款1項1目分担金、補正額が40万円でございます。加入者分担金が1件ありましたので、増額をしております。

9款1項1目雑入、補正額が229万4,000円の減額でございます。これは、管移転補償費としてありますが、宮代農道の建設に伴います水道管の移設工事が確定いたしましたため、補正する減額がふえているものでございます。

歳入につきましては以上です。

次の6ページの歳出から説明させていただきます。

1款1項1目一般管理費、補正額が201万5,000円の増でございます。内容につきましては、東白川簡易水道の基金の積立金として50万円、それから公課費としまして、消費税の納付金としまして151万5,000円を増額いたしております。

次に、2款1項1目東白川簡易水道建設事業費ということで、減額が229万3,000円、これは先ほど言いました宮代農道の管移設に関する委託料と工事請負費の減額補正でございます。

簡易水道特別会計は以上でございます。

続きまして、議案第11号 平成22年度東白川村下水道特別会計補正予算(第2号)。平成22年度東白川村下水道特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条 規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ87万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,247万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年3月4日提出、東白川村長。

2ページの第1表から4ページを省略させていただきまして、5ページの歳入から説明させていただきます。

2款1項1目一般会計繰入金87万円の増額でございます。

次のページですが、歳出、1款1項1目一般管理費7万6,000円の増額でございます。これは担当職員の諸手当、超勤手当でございます。

次に、2款1項1目施設維持管理費としまして79万4,000円の増額でございます。これは、県道の舗装修繕工事に伴います下水マンホールのかさ上げ工事のための増額補正でございます。

以上でございます。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江弘企君。

○国保診療所事務局長（安江弘企君）

議案第12号 平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）。平成22年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ96万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,798万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年3月4日提出、東白川村長。

2ページの第1表、それから説明資料のところまで行きまして5ページの事項別明細書の総括の省略をさせていただきます、6ページの歳入から朗読をさせていただきます。

4款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円、基金利子でございます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額180万円の減額でございます。これがスプリンクラーの過疎債を充てておった分ですけれども、180万円の減額でございます。

5款2項1目医療設備等整備基金繰入金、補正額4万4,000円の減額です。

5款3項1目国保事業勘定繰入金、補正額545万5,000円です。これは国保の特別会計からの繰入金でございます。

次のページに行きまして、6款1項1目繰越金ですけれども、補正額が485万7,000円の減額でございます。

8款1項1目指定寄附金ですけれども、補正額16万、3名の方からの寄附金をいただいております。

9款1項1目医業費補助金、補正額12万2,000円、これはスプリンクラーに係る交付金でございます。

8ページですけれども、歳出、1款1項1目一般管理費、補正額33万9,000円の減額でございます。備品購入費で12月に補正をさせていただき、テレビ10台を予定しておりましたけれども、寄附をいただきましたので、減額をさせていただきます。

2款1項1目医業費、補正額78万4,000円の減額、内容ですけれども、スプリンクラーの設置工事に係る減額と備品購入に係る減額でございます。

3款1項1目基金積立金、補正額16万円、基金の積み立てをするものでございます。

○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

議案第13号 平成22年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。平成22年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万5,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,569万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年3月4日提出、東白川村長。

2ページの第1表から4ページまで省略させていただきます。5ページの歳入から説明させていただきます。

3款2項1目広域連合補助金、広域連合会からの補助金ということで9万4,000円の増額をしております。

6款1項1目繰越金、補正額が1,000円、前年度繰越金でございます。

次のページへ行きまして6ページ、歳出ですが、3款1項2目長寿・健康増進費、補正額が9万5,000円、広域連合会より助成を受け、高齢者の健康増進事業を実施するものでございます。

以上でございます。

**○議長（服田順次君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 桂川一喜君。

**○2番（桂川一喜君）**

一般会計予算の2款1項10目の地域情報化事業費についてなんですが、この場合の備品購入費として、雷等で破損した端末機の購入費が上がっていますが、これは、実は当初CATVができたときから、雷等でかなり故障がくるだろうということとか、もう既に4年、5年とたってきていますから、普通でしたら耐用年数等で、補正予算で毎回一定の台数を見ていくのではなくて、そろそろ予算の中で一定の台数を、危機管理じゃないですけど、当初の予定として見込めないかということと、確かに台数を何台と決めるのは大変なことではありますが、もう1個は、場合によっては引当金のような形で、大体予想した金額を予算化できないかということに対してのお考えをちょっとお伺いしたいと思います。

**○議長（服田順次君）**

係長。

**○情報通信係長（今井明德君）**

告知端末につきましては、雷の害というのはなかなか予測が難しいということで、このような体制を現在とらせていただいております。今後、最初にどれだけ見るかということに関しましては、若干統計をとってやっていく必要もあるかなあとと思いますけれども、それにつきましては検討させていただきたいと思います。

[挙手する者あり]

**○議長（服田順次君）**

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

台数については誤差が当然生じるもので、その誤差については最終的に補正等で見えていただくとして、この場合も、保険等の入金についても確定するまでの状態を予算として見ていただけると、どれぐらいの費用が一般財源から出ていくであろうという見通しが立つと思うし、今の状態ですと、保険での入金が確定しないと、果たして幾ら一般財源からお金が消えていくのかという見通しが、いつまでたっても見えないまま年度が終わってしまうということになると思いますので、できれば今後その辺もちょっと加味していただけるといいかとも思いますが、そこだけもう一回。

○議長（服田順次君）

係長。

○情報通信係長（今井明德君）

今後検討させていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

補正で上がっています今度の活性化交付金の事業内容ですけれども、光をそそぐための事業のところと、きめ細かなと二つに分かれておるわけですけれども、きめ細かなは四つですか、その中で研修館の事業、全協のときも一度お聞きしました。今まで研修館は何に使われておったのかということと、それから今度どのように改修して、どのように使うのかということ、もう少しわかりやすく説明していただきたいのと、行政側としては、こういったところをやらなきゃならんという建前であろうかと思うんですけど、村民側から見ると、例えばニュージーランドでもああいう大きな地震が発生しましたがけれども、村の公共施設は耐震の補強というものはすべて完了しておるのか、もしそうじゃなければ、そういった村民の生活に直結するようところに事業の配分をすべきではないか。地震の耐震とかそういうものは、また国から別個に来ればいいんですけど、ただ村として、これだけの大きい予算を国からもらって、それをいかにして村民のところうまく使うかという、その辺の理解がちょっと私もできかねると感じておりますので、ぜひとも必要だということであれば、私たちも、村民にまたこういう事業は訴えますけど、ただ漠然とこれだけのものをつくるんだという、箱物をつくって直すというか、そういうものに使われるだけでは、もう少し緊急性を要するところもあるんじゃないかと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○議長（服田順次君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

議員も御存じだとは思いますが、国からおりてくる交付金についてはいろいろメニューがございまして、これはこういうもの、きめ細かはこの、光をそそぐはこういう事業というメニューがござ

いまして、その中でうちが必要とするものをつくったり、その費用に充てたりするわけでございまして、そのメニューにないところの耐震をやるとかというものは、また別なものでございまして、もし研修館が必要なければ返上というか、うちは使いませんということになるわけでありまして。ただ、研修館の場合は雨漏りがしてございまして、やがては直さないかんということは考えておりました。その中で、シルバー人材センターの事務所のようなところが欲しいとか、消防のラッパ隊の練習場が雨が漏るということをお聞きしてございました。この中で、一部は今までのように、倉庫としても置く場所もつくりまして。だから、今より大きくなることはありませんが、漠然と直すというわけではございません。目的を持って建てかえるということでございまして。ただ、そういう予算がちょうど交付金としておりてきたということで、飛びついたと言っては語弊がございまして、係の方では、こういうことがやりたいけどできないなという事業はまだいっぱいあります。そういうものに、ちょうどメニューが合ったものを合わせると。

光をそそぐ方は、ちょっと図書館が今では暗いし、狭いしというような要望があったということと、ちょうど今税金の申告をやっておりますところをもう少しよくして、写真の展示会あたりもよくしたいが何とかならんかということは前々から言われておりましたが、そういうメニューがちょうどあったということで、じゃあこれをやりましょうというふうにはめてやるものでございまして、そこら辺の事業のメニューというものがございまして、じゃあそれを道路が悪いから道路予算に使おうかというようなことはできませんので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

**○議長（服田順次君）**

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 樋口春市君。

**○3番（樋口春市君）**

勉強不足で申しわけございませんが、一つお聞きをしたいんですが、国民健康保険特別会計のところで、直営診療施設会計繰出金とありますが、これを詳しく御説明いただきたいと思っております。

**○議長（服田順次君）**

村民課長 小池毅君。

**○村民課長（小池 毅君）**

ただいまの直診施設の繰出金というところですけども、これは国からの調整交付金という形で、直診施設というのは国保診療所のことでございまして、ここの運営費の助成ということでいただいております。

**○議長（服田順次君）**

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 桂川一喜君。

**○2番（桂川一喜君）**

一般会計の28ページの8款3項の住宅費の部分なんですけれども、金額的には大したことがないのであれですけど、今後、住宅等を村の方からも建てていくのが人口対策の中に入っていましたので、ただの疑問点ですけど、この場合、出入りが激しくて、入金の部分で33万ほど予定額が得られなかったので、一般財源から33万が支出されておりますが、管理費の方の増減がこれに連動していないのはどういうことになっているのかだけ、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

今の歳入の方の家賃収入ですけれども、これが33万の減額があったということで、これの歳出の方では財源補正という形で、一般財源と相殺をしておるということでございます。

今言われました管理費との関係ですが、今現在、平均的な管理費が年間250万ぐらいかかります。それで、家賃収入の方といいますと、平均年間1,400万があるわけです。家賃収入で管理費は十分クリアされておりますけれども、そうした歳入が管理費をオーバーしておりますので、単純に一般財源との相殺で処理しておる状態です。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

今回の住宅の件等でよく村民の方から聞かれるのは、つくったことはいいけど人が入っていないじゃないですかとかいう話がよくあることと、これは住宅に限らないことで、施設管理等が、建てているけど十分利用がないときに、管理費だけが据え置きで収入が減っていくことに対して、村がそれをどう対応していくかということは、CATVについても今後何かにつけて課題になってくるかと思っておりますので、歳入が減額補正があったときには、1円でもいい、10円でもいいので、歳出も削っていくような努力を今後していただけないかということをお伺いしたいんですが。

○議長（服田順次君）

参事 今井俊郎君。

○参事兼総務課長兼議会事務局長（今井俊郎君）

今回の補正は、先ほど課長が説明したようなことで財源補正でございますが、住宅管理費、これは予算を立ておく必要があるので補正させていただきますが、当然、その歳出については十分検討して、最少限で最大の効果を得るように、決算のときにそれが出てくるわけですけども、努めてまいりたいと思いますのでお願いします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例についてから議案第13号 平成22年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの9件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第5号 東白川村土地開発基金条例の一部を改正する条例についてから議案第13号 平成22年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの9件は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号について（提案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（服田順次君）

日程第21、議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

##### ○村長（安江眞一君）

議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として法務大臣へ推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。平成23年3月4日提出、東白川村長。

記、氏名、安江吉信、生年月日、昭和24年1月26日生まれ、住所、東白川村神土5336番地でございます。

##### ○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は、これに異議がない旨意見を付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これに異議がない旨意見を付すことに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

午後 2 時45分 休憩

午後 2 時54分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

#### ◎議案第15号から議案第33号までについて（提案説明）

○議長（服田順次君）

日程第22、議案第15号 東白川村臨時職員等の勤務条件に関する条例についてから日程第40、議案第33号 平成23年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの19件を新年度予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

平成23年度予算、村長説明を行います。

本日ここに、平成23年東白川村議会第1回定例会に平成23年度予算案及び関連する諸議案を提出し、議員の皆様にお諮りするに当たり、村政運営に当たっての所信の一端を述べ、議会を通じて村民の皆様のお理解と御協力をお願いする次第でございます。

#### 第1章 国の予算編成動向

平成23年度政府予算案は、一般会計では前年度比0.1%増の92兆4,116億円となり、子ども手当などマニフェスト関連の経費上積みや高齢化による社会保障関係費の自然増などで当初予算として過去最大規模となっております。政策的経費である一般歳出は54兆780億円で、前年度比1.2%の増加。公共事業関係費は同13.8%減の4兆9,743億円となる一方、社会保障関係費が同5.3%増の28兆7,079億円となり、一般歳出の過半を占めております。

一方、地方財政計画の全体計画は前年度比0.5%増の82兆5,200億円で3年ぶりの増額となり、公債費を除く政策的経費である一般歳出は同0.8%増の66兆8,400億円となっております。村にとって最も重要な財源である地方交付税は、一般会計からの支出額（入り口ベース）で同4.0%減の16兆7,845億円と5年ぶりの減額になっておりますが、昨年同様、既定の加算とは別枠で1兆2,650億円

を増額、これを含めた地方交付税の総額は、出口ベースで2.8%増の17兆3,734億円で4年連続の増加。これに地方税、地方譲与税、臨時財政対策債等を加えた地方一般財源総額は、前年度と同水準の59兆4,990億円となっております。

## 第2章 岐阜県の動向

岐阜県においては深刻な財政難にあることは周知のところですが、平成23年度は「魅力あふれる清流の国ぎふづくりへ」をスローガンに掲げ、厳しい財政状況にあっても、1. 活力ある産業・雇用の創出、2. 安全・安心な地域づくりと人づくり、3. 清流の国ぎふの展開、4. ぎふ清流国体・ぎふ清流大会の開催準備の4点を重点項目として予算編成を行っております。また、引き続き岐阜県行財政改革アクションプランを着実に実行するとしており、各事務事業、補助金、公の施設や外郭団体の見直しによる歳出削減対策、人件費削減対策、県有財産の有効活用や外部資金の導入などの歳入確保対策を進め、起債許可団体からの脱却と平成25年度当初予算で構造的な財源不足を解消したいとしております。

予算規模については、前年度比10年連続マイナスで総額7,458億円です。22年度当初予算より44億円減少した予算額となっております

## 第3章 本村の予算編成の基本方針

平成23年の予算編成に当たっては、次の基本方針に基づいてでき得る限り積極的な予算編成に取り組みました。

1. 第4次総合計画後期基本計画期間の最初の年度であり、目標に掲げた人口減少に歯どめをかけることを実現するための積極的な予算編成を目指す。
2. 日本で最も美しい村連合に加入し、人口対策の一つとするとともに、東白川村を美しい村にして後世に伝えるよう努める。

全体を通して規律ある財政運営を行うこととし、安易に前年度予算を踏襲することなく、費用対効果の観点から内容を精査するとともに、新規事業においては、全体的な視野に立っての事業見直し等を行い、財源を確保した上で取り組むこととしました。

## 第4章 予算関連議案の概要

本議会に提出します平成23年度予算関連議案件数及び各会計別予算規模は、次のとおりであります。

### 第1 提出議案件数

予算関係7件、条例関係等12件、合計19件。

### 第2 一般会計予算額

一般会計予算額は、前年度と比べ7,900万円増の19億700万円（前年度比4.3%増）の中身の充実した予算を編成しました。

### 第3 特別会計予算額

国民健康保険特別会計3億9,050万円、介護保険特別会計2億2,160万円、簡易水道特別会計1億4,170万円、下水道特別会計2,150万円、国保診療所特別会計2億8,300万円、後期高齢者医療特別

会計3,480万円。以上、特別会計予算総額は、前年度と比べ3,680万円増の10億9,310万円（前年度比3.5%増）となりました。

#### 第4 各会計予算額の合計

一般会計並びに特別会計の予算総額は、前年度と比べ1億1,580万円増の30億10万円（前年度比4%増）となりました。

### 第5章 予算の概要

#### 第1 一般会計

歳入では、村税は景気の後退を考慮し、前年度比99%の181万円の減額で計上しております。地方交付税は、国勢調査人口の減少の影響を考慮するとともに、予算の健全性のため、前年度より9,000万円減額の9億円といたしました。国庫支出金は緑の分権委託金、橋梁長寿命化と道路修繕の補助金である社会資本整備総合交付金、スクールバス更新の補助金等の増加で、前年度より4,367万円増加の9,794万円を計上しております。県支出金は村民センター耐震工事の補助金や県単急傾斜地崩壊対策事業補助金の増加等で、前年度より172万円増加の1億1,787万円を見込んでおります。

村債は、公債費負担適正化計画の範囲内で有利な過疎対策債を主に活用してまいりますが、特に地籍調査事業や農地流動化奨励金、診療所の外出支援事業等のソフト事業に2,220万円を、野菜村の改修工事やせせらぎ荘のスプリンクラー設置、診療所のCTスキャン装置の更新、スクールバス3台の更新など、ハード事業の財源として1億780万円、これらに臨時財政対策債8,000万円を加えた総額は、昨年より5,100万円増加の2億1,000万円を計上いたしております。

また、22年度の財政運営の状況を踏まえ、繰越金を前年度より7,325万円増の1億9,937万円を計上し、収支のバランスをとりました。

歳出では、第4次総合計画の後期基本計画に掲げた定住人口対策と住みよい東白川村を実現するための予算と位置づけて編成をいたしました。

住みよさの観点からは、新たな取り組みとして保育料を県下最低の水準まで引き下げることにいたしました。このほか、資源ごみ袋の無料化などを実施いたします。

産業振興対策では、耕作放棄地対策事業、野菜村の改修工事の実施、トマト選果場の設備更新、フォレストスタイル事業の推進などを積極的に進めてまいります。

安全・安心の村づくりの観点からは、県事業による診療所裏の公共急傾斜地崩壊対策事業の促進と上小木の急傾斜地崩壊対策事業を県の助成を得て着手、村民センターの耐震化事業、子宮頸がん等のワクチンの無料接種、診療所のCTスキャン装置の更新などを実施してまいります。

教育と子育て支援の観点では、スクールバス3台の更新を行うとともに、保育園の大規模改修に着手し、今年度は設計を行う予定であります。また、はなのき会館ホール事業では、文化講演会を計画するとともに、小・中学校の教育環境の改善や備品整備等も進めてまいります。

環境対策では、22年度から開始しました村民一斉の環境整備作業への助成を増額し、河川清掃や危険木除去事業とあわせて美しい東白川村づくりに努めてまいります。

23年度は、特にソフト事業にも力を注ぐこととし、国の緑の分権推進事業を活用して官民協働の村づくり体制の実現に向けた調査研究事業、CATVの次世代の地域情報化計画の策定、診療所の改革委員会、民間と共同での広報紙の発行など、「日本で最も美しい村」連合加入を合い言葉に持続可能な村づくりに積極的に取り組んでまいります。

また、歳出の性質別では、歳出の多くを占める人件費において、一般会計で4名の退職と、保育士1名の新採用の結果、給料、手当、共済費等は前年に比べて3,878万円と大きく減少しております。一方で、賃金は臨時職員の増員等が影響して増加しております。なお、引き続き特別職と議員の期末手当のカットを継続しております。

報償費は、出産祝金を増額して当初予算から計上したことや、有害鳥獣対策費、フオレストスタイル事業の拡張のため1,326万円ほど増加しております。

役務費については、子宮頸がんワクチン等の無料接種費用が増加の要因となっております。

委託料は、官民共同のむらづくり体制構築事業や県単の急傾斜地崩壊対策事業の実施により増額しております。

工事請負費では、村民センターの耐震工事、野菜村の改築工事、村道橋梁維持修繕事業、せせらぎ荘のスプリンクラー設置工事等を実施する予定であり、前年度に比べて5,441万円の増加となっております。

備品購入費は、高所作業車の購入、スクールバス3台の更新を予定しており、前年度に比べ3,210万円増の6,206万円を計上しております。

また、負担金、補助金は、東白川製茶組合債務負担が終了したことや、食と文化の館債務負担の減少などで720万円ほど減少いたしました。

扶助費は、子ども手当や障害者自立支援事業の扶助費の増加が見込まれ、1,642万円増加の1億2,705万円を計上しております。

一方、村債の償還元金や利子は前年度より2,800万円ほど減少しております。

繰出金は、国保診療所特別会計の運営費分について1,000万円減額しましたが、CTスキャン装置の更新に1,200万円繰り出すことにしており、介護保険への繰出金増加などとあわせて、前年度より820万円ほど増加しております。

## 第2 特別会計

特別会計では、老人保健特別会計は廃止となりますが、継続して六つの特別会計を運営してまいります。

国民健康保険特別会計は、療養給付費の増加が見込まれるため、基金を1,700万円繰り入れますが、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計とも健全な運営を目指してまいります。

また、簡易水道特別会計では、計画的に施設の営繕や設備の更新を行う予定であります。

国保診療所特別会計では、医師確保の問題もあり、改革委員会を開催し、村民の医療と介護ニーズにこたえてまいります。

## 第6章 一般会計の体系別概要説明

本章の説明は、総合計画における基本計画の体系に沿って説明いたします。

## 第1 産業活動が活発な「にぎわいのあるむらづくり」

1. 中山間地域等直接支払推進事業等の継続推進。第3期対策の中山間地域等直接支払推進事業、23年度が最終年度となる農地・水・環境保全向上対策事業、森林整備地域活動支援交付金事業等を継続して実施し、当村の大切な資産である農地と森林を守る事業を推進してまいります。

2. 農林業振興策。農地流動化奨励金制度は申請面積が拡大しており、耕作放棄地対策事業として有効であると判断しており継続して実施してまいります。また、凍霜被害や販売価格の低迷で苦況にある茶業振興については、防霜施設整備に対し23年度から3年間を重点支援期間として、補助率を3分の2に上げて助成をしまいる計画であります。また、新世紀工房の乗用茶刈機購入に助成し、茶生産の効率化を図ってまいります。

被害が拡大している有害鳥獣対策では、捕獲さく購入補助金を新設するとともに、イノシシの賞金捕獲頭数を150頭予定し充実してまいります。また、トマト選果場の機械更新や野菜村の改修、新世紀工房の加工施設の整備等にも応援をしまいる所存であります。

林業振興では、前述の森林整備地域活動支援交付金事業を継続するとともに、森林組合等のFSC森林認証管理事業へも協力し、森林の付加価値を高める努力を継続してまいりたいと考えております。このほか広域林道開設促進や村有林内の作業道の開設、保守修繕にも力を注いでまいります。

3. 地域活性化策。フォレストスタイル事業や産直住宅総合対策事業等を拡充し、主要産業である木造建築関連産業の振興を図ってまいります。また、引き続き、子供農山漁村交流プロジェクト事業や交流事業を実施する青空見聞塾などのNPO等を積極的に支援して、地域の活性化対策を実行します。

4. 商工業振興策。商工会への支援を行うとともに、商品券発行事業を継続して支援してまいります。

5. 地籍調査事業。県補助金が減額されていますので、昨年に引き続き村単独事業として1筆地調査を実施し事業の進捗を図ります。

## 第2 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさのあるむらづくり」

1. 県単土地改良修繕事業。新たに県単土地改良修繕事業に取り組み、五加用水の修繕工事を実施します。

2. 急傾斜地崩壊対策事業。診療所裏の急傾斜地対策を公共事業で、上小木の急傾斜地対策事業を県単事業として推進してまいります。また、村内各所の急傾斜地危険箇所対策として土砂災害ハザードマップを作成し、村民の皆様の安全の確保に努めます。

3. 危険木除去事業。松枯れなどによる危険木の除去を積極的に推進します。

4. 防災対策事業。消防団員の確保に努めるとともに消防団の活動を支援します。また、毎年9月第1日曜日を東白川村防災の日として位置づけ、防災意識の高揚啓蒙してまいります。

5. 美濃東部区域農用地総合整備事業。事業着手から14年目を迎えた今年度の美濃東部区域農用

地総合整備事業は、全体で25億円の事業費が見込まれております。

6. 道路橋梁維持事業。社会資本整備総合交付金事業を活用し、今年度は栢山橋の修繕工事と村道の維持修繕工事を計画しております。

7. 人口対策推進事業。定住促進条例で定めたIターン・Uターン者の定住促進のための助成制度を啓蒙し定住促進を図ります。また、転入者の増加策に役立つIターン・Uターン定住者の集いを開催します。

8. 資源ごみ袋の無料化。有効な資源の再利用を促進することと、少しでも村民の皆様の負担を軽減する観点から資源ごみ袋を無料といたします。

### 第3 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさのあるむらづくり」

1. 高齢者等外出支援事業。増加の傾向にある透析治療のための通院支援と、中核病院への高齢者の通院支援事業を継続して実施してまいります。

2. 予防接種事業。23年度から子宮頸がんワクチンやH1N1ワクチン、肺炎球菌ワクチン等の無料接種を実施するとともに、インフルエンザの集団感染を防ぐために、1歳児から中学生までと村民税非課税世帯等にワクチン接種費用の全額助成を実施します。

3. 低所得者対策事業。20年度に開始したぬくもり灯油購入助成事業にかわって、高齢者世帯を中心とした低所得世帯に対し、村内消費の一助となる政策として、つちのこ商品券配付事業を実施します。

4. 高齢者対策、障害者対策事業。老人クラブの運営助成や、障害者福祉計画等を策定するとともに、国・県の制度にのっとり、各種支援策を継続実施してまいります。

### 第4 こころの「ゆたかさのあるむらづくり」

1. みつば保育園の運営。子育て支援の観点から、保育料を岐阜県下で最も低額に改正いたします。また、大規模改修に備えて改修計画の検討と実施設計を予定しております。

2. 高校生の通学支援事業。従来の高校生通学支援事業として、白川町と協力して通学バスを運行するとともに、人口対策と地域の活性化を目的として、自宅通学する高校生に交通費の一部を助成してまいります。

3. 小・中学校運営。スクールバス3台を更新し、安全な通学・通園の確保を図ります。小学校については新学習指導要領への円滑な対応等を図るため、指導書や副読本の整備を予定しております。中学校については、備品や施設の整備を行うとともに、芸術鑑賞会等を予算化しております。

4. 公民館講座事業。22年度に始めた芸術鑑賞等への機会提供を目的としたお出かけ公民館講座を本格的に実施します。

5. 文化講演会（はなのき会館ホール事業）。2年に1度の文化講演会を開催し、村民の皆様が薫り高い文化に触れる機会を創出します。

6. 文化財保護事業。五加の石戸神社の保存について、今後の方向性を検討するとともに記録写真の保存を計画しております。また、文化財審議会の皆様が22年度につくられたふるさとことばカルタを事業化して500セット作成する予定であります。

## 第5 健全な行財政運営に向けて

1. 定員管理の適正化。22年度は新職員を4名採用しましたが、22年度末に定年退職などで4名減となります。これからも、定員管理適正計画に基づいて計画的に補充採用してまいります。
2. 組織・機構の整備。今年度は、大幅な機構改革はありませんが、定住人口増加対策や日本で最も美しい村関連事業等、村長特命事項を担当する職員を設置する予定であります。
3. 第5次行政改革大綱の策定。第5次行政改革大綱を策定し、効率的な行政運営を目指してまいります。
4. 経費の節減合理化。経常経費につきましては、燃料費の高騰など厳しさが予想されますので、徹底した節約を行い経費増を防いでまいります。
5. 税及び使用料等の徴収率の改善。村税や国保税、水道使用料等の徴収率の改善については、納税者の納税意識の高揚を図るためにも、厳しい措置をとらざるを得ない状況にあると危機感を抱いております。引き続き時効の管理、債権等の差し押さえ、土地開発基金の活用による山林等の不動産の換価方策の整備などの対策を順次実施してまいります。
6. 村有財産の管理。(1)村有林の管理等。県の基金事業である路網整備加速化事業補助金を活用し、基幹作業道を新築地内の村有林に開設するとともに、下刈り、除間伐作業を実施し、適正な村有林管理を実施いたします。また、越原の国有林地内の分収造林事業を推進します。(2)公有財産の管理。公有財産台帳をデータベース化し、適正な管理体制を整えます。

## 第7章 特別会計の予算概要説明

### 第1 国民健康保険特別会計

国民健康保険特別会計は、加入者862人（前年度882人）を想定し、予算編成しております。主たる財源であります保険税の税率は据え置き、7,199万円で、前年度と比べ4.2%減としました。

予算額は、一般被保険者療養給付費等の増により、前年度に比べ12.5%増の3億9,050万円となっています。

国保会計の運営課題は、加入者一人ひとりの健康増進です。これからも、国保診療所と連携し、今まで以上の予防、健康指導を通して早期発見、早期治療に取り組むこととします。

また、保険税等の未納が年々増加していますので、保険税は相互扶助であることを十分説明し、理解していただき、村税とあわせて収納率の向上に努力いたします。

### 第2 老人保健特別会計

老人保健特別会計は、被保険者が後期高齢者医療制度へ移行しておりますが、遡及請求診療費等の過誤調整処理のため定められておりました3年間の設置期間が満了となったため、平成22年度末で精算処理の上、廃止し、完全に後期高齢者医療制度へ移行します。

### 第3 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、第1号被保険者1,036人を想定し予算編成をいたしました。基準となる月額保険料は、平成21年度から平成23年度まで同額で計画してあります。

国の方針は在宅介護にシフトしていますが、本村においては介護する側の高齢化がますます進み

ますので、在宅での介護力の低下が心配されます。介護保険制度の健全運営と、利用者へのサービスを安定的に供給することが行政の責務と認識し、努力を重ねてまいります。

予算額は2億2,160万円で、施設介護サービス給付費の減少等が影響し、前年度と比べ2.4%減となっております。

#### 第4 簡易水道特別会計

簡易水道は平成4年度に事業着手し、現在の加入件数981件で、全村に給水しております。

また、施設の一部が老朽化して更新の時期になっていますが、少しでも長く使用できるよう、適切な維持管理と安全で清浄な水道水の供給に努めてまいります。

予算額は1億1,170万円で、施設維持管理費等の増により前年度と比べ2.5%増となっております。

#### 第5 下水道特別会計

下水道施設として、4施設の小規模集合排水処理施設の管理を行っており、受益戸数は宮代地区19戸、平西地区36戸、平東地区24戸、平中地区22戸、合計101戸で、各組合の御尽力により安定した運営をしていますが、今後とも組合と連携を一層強化し、排水の処理に万全を期してまいります。

予算額は2,150万円で、一般管理費等の増により前年度と比べ1.4%増となっております。

#### 第6 国保診療所特別会計

診療所は、地域の医療センターとしての責任と期待が高いことをしっかり認識し、村民の疾病治療・健康管理に職員一丸となって努力してまいります。

病院から診療所へ機能転換してから今年度で4年目となりますが、医師確保の問題もあり、東白川村国保診療所改革委員会を開催し、診療所の将来のあり方等について検討をしております。

医療機器の整備では、故障しておりますCTスキャン装置の更新事業等を実施し、医療機器の充実に努めます。

予算額は2億8,300万円で、前年度と比べ1.4%減となっております。

#### 第7 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、75歳以上の方と65歳以上75歳未満で一定の障害がある方636人（前年度605人）を想定し、保険料の徴収及び申請書等の受け付け事務等に係る経費を計上いたしました。

予算額は3,480万円で、前年度と比べ2.3%減となっております。

### 第8章 むすび

以上のとおり、平成23年度における村政の運営と主たる事業及び予算の大要を御説明申し上げましたが、予算に関連します各種条例の制定及び改正も上程しておりますので、慎重審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

22年度に発生した豪雨災害も、皆様の協力により復旧工事が完成する見込みであり、安堵しているところではありますが、昨今の異常気象は、いつどこで災害が起こるかわからない状況であります。この経験を生かし、有事に対する備えをしてまいらなければならないと考えております。

22年度国補正予算の地域活性化交付金事業や、災害復旧事業の繰越事業と合わせた予算の総額は、

31億3,163万円となり、5年ぶりに30億の大台を超えました。一般会計も4年連続の増加となる予算となっております。これで万全とは到底まいりませんが、今後も財政調整基金の積み立てや公債費の管理を行い、適正な財政運営に努めながら、地域の経済や村民の皆様の生活が少しでも向上するよう、職員とともに知恵と汗を出して東白川村を運営してまいる所存でございますので、村民の皆様、議員の皆様の格別の御指導と御協力をお願い申し上げ、平成23年度予算の説明といたします。

平成23年3月4日、東白川村長。

○議長（服田順次君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、3月7日の本会議は午前9時30分から開催しますので、お願いします。

本日は、これで延会といたします。

午後3時34分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

